

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）	
評価対象事業年度	年度評価	平成 27 年度
	中期目標期間	平成 24～28 年度（第二期中期目標期間）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	国土交通省			
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	総務課民間事業支援調整室 室長 永山 寛理	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策統括官付政策評価官 斉藤 夏起	
主務大臣	財務省			
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課 課長 後藤 健二	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 田平 浩	

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の評価等に係る外部有識者として、下記 5 名に意見聴取を実施。 ＜機構の評価等に係る外部有識者（敬称略。五十音順。）＞ 角 紀 代 恵 立教大学法学部教授 川 口 有 一 郎 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 中 村 里 佳 公認会計士 村 本 孜 成城大学名誉教授 家 森 信 善 神戸大学経済経営研究所教授 ・意見聴取の方法としては、以下の 2 種類を実施。 事前ヒアリング（平成 28 年 6 月 10 日(金)～16 日(木)） ヒアリング形式で実施。各外部有識者より個別に、機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。 外部有識者会議（平成 28 年 6 月 27 日(月)） 会議形式で実施。外部有識者に参集いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。 ・上記、については、本資料にて主な外部有識者意見を記載するのみならず、その意見聴取概要を国土交通省のホームページにおいて公表することにより透明性の確保を図っている。 <p>(2) 理事長ヒアリング（平成 28 年 6 月 27 日(月)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記外部有識者会議の場において、加藤利男機構理事長より、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。 <p>(3) 監事意見聴取（平成 28 年 6 月 21 日(火)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構監事 3 名（久保田 宏明、山品 一清、御園生 功。敬称略。）より、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B : 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 第二期中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
評価に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評価が「B」評価であること及び、下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評価とする。</p> <p>【項目別評価の算術平均】</p> $(A4点 \times 3項目 + A4点 \times 3項目 \times 2 + B3点 \times 12項目 + B3点 \times 1項目 \times 2) \div (19項目 + 4項目) = 3.39\dots$ <p>算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>算定にあたっては評価毎の点数を、S : 5点、A : 4点、B : 3点、C : 2点、D : 1点とし、重要度の高い4項目(項目別評価総括表、項目別評価調書参照)については加重を2倍としている。</p>	平成24年度	平成25年度		平成26年度
		国土交通省	財務省	国土交通省	
		A	なし	A	なし
平成25年度以前は、国土交通省の総合評価は「SS」「S」「A」「B」「C」の5段階評価であり、財務省は総合評価を付与していない。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価の通り、評価項目全19項目のうち6項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、13項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の自己評価については、全般的に妥当であると考えているが、なかでもとりわけ評価できるのは収支改善の取組であり、すべての勘定において繰越欠損金を解消するところまで収支を改善したことは評価できる。
その他特記事項	<p>外部有識者より、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済対策によるフラット35の買取申請件数の急増に迅速に対応出来ただけでなく、MBSの発行においてもスプレッドの安定・低廉化を実現し、また、既往債権管理勘定の繰越欠損金を解消するなど、収支の改善にも大きな進捗が見られた。このように、いくつかの点で目標を上回る成果を得ているが、全体としてみれば、「おおむね達成している」と評価できる。 <p>また、総合評価については、外部有識者5名全員より、「B : 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる」と評価できるとの意見があった。</p>

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
	国 交 省	財 務 省	国 交 省	財 務 省			
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1．証券化支援業務等の推進 (1) 証券化支援業務 長期・固定金利住宅ローンの 安定的供給支援	A	B	A	B	B	A	1 - 1
自主的な取組としての商品の 見直し	A	B	A	A	A	B	1 - 2
安定的かつ効率的な資金調達 経費率	S	A	S	A	A	A	1 - 3
調査研究	A	B	A	B	B	B	1 - 4
(2) 住宅融資保険業務	A	B	S	A	B	B	1 - 6
(3) 団体信用生命保険等業務	A	B	A	B	B	B	1 - 7
2．住宅資金融通業務等の実施 (1) 事務・事業の見直しの基本方 針を踏まえた事業の見直し等 (2) 業務の実施	A	B	A	B	A	A	1 - 8
(3) 経費率	A	B	A	A	B	B	1 - 9
3．東日本大震災への的確な対応	S	A	S	A	A	A	1 - 10
/							

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
	国 交 省	財 務 省	国 交 省	財 務 省			
業務運営の効率化に関する事項							
組織運営の効率化	A	B	A	B	B	B	2 - 1
一般管理費等の軽減 業務・システム最適化	A	B	A	B	B	B	2 - 2
入札及び契約の適正化	A	B	A	B	B	B	2 - 3
適切な内部統制の実施、積極的な情 報公開	B	C	A	B	B	B	2 - 4
財務内容の改善に関する事項							
収支改善	S	A	A	A	B	A	3 - 1
リスク管理の徹底等(1)～(3)	S	A	A	B	B	B	3 - 2
リスク管理の徹底等(4)～(9)	A	B	S	A	A	A	3 - 3
予算(人件費の見積りを含む。)収 支計画及び資金計画	-	-	-	-	-	-	3 - 4
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	4 - 1
-2 不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画	-	-	-	-	-	-	4 - 2
重要な財産を譲渡し、または担保に 供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	5 - 1
剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	6 - 1
その他の事項							
施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	7 - 1
人事に関する計画	A	B	A	B	B	B	7 - 2
機構法第 18 条第 1 項に規定する積 立金の使途	-	-	-	-	-	-	7 - 3
宿舎に関する事項	A	B	A	B	B	B	7 - 4

平成 25 年度以前の年度評価においては、国土交通省（上表では「国交省」と記載。）は「SS」「S」「A」「B」「C」の 5 段階評価、財務省は「S」「A」「B」「C」「D」の 5 段階評価である。

重要度を「高」と設定している項目については標語の横に「」を付している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 1	長期・固定金利住宅ローンの安定的供給支援		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：3. 地球環境の保全 施策目標：9. 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援事業により支援することは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省24 - 事前分析表（平成24年度）国交省24 - 事前分析表（平成25年度）国交省25 - 事前分析表（平成26年度）国交省26 - 事前分析表（平成27年度）国交省27 - 平成27年度行政事業レビューシート番号002

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標準処理期間内の処理(計画値)	各年度8割以上	-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	予算額(百万円)	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	
標準処理期間内の処理(実績値)	-	88.2%	86.3%	81.2%	83.4%	90.9%		決算額(百万円)	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	
達成度	-	-	107.9%	101.5%	104.3%	113.6%		経常費用(百万円)	215,691	204,995	200,867	207,234	
								経常利益(百万円)	26,774	56,898	72,407	68,351	
								行政サービス実施コスト(百万円)	37,725	18,782	4,087	8,291	
								従事人員数	417	420	431	466	

注) 証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
ア 省エネルギー、耐震性の向上、高齢社会、住宅の長寿命化等の住宅政策上の課題に対応するため、住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（以下「機構法」という。）第13条第1項第2号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）に関する基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るなど、優良な住宅の取得促進を支援すること。	ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（以下「機構法」という。）第13条第1項第2号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）の基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るため、消費者等への十分な周知を行う。	ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（以下「機構法」という。）第13条第1項第2号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）に関し、適合証明機関を適切にモニタリングする等、技術基準に基づく適切な適合証明業務の実施を確保する。 また、フラット35やフラット35Sについては、引き続き、金融機関、住宅関連事業者、適合証明機関等への協力依頼及び各種媒体を通じた総合的な広報活動を行う。 さらに、国の省エネ基準改正等に対応したフラット35Sの技術基準解説等について、施工マニュアル及びパンフレットを活用し、説明会の開催等による中小工務店等への技術支援を行うとともに、ホームページを活用して周知を行う。 あわせて、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月27日閣議	< 主な定量的指標 > 標準処理期間内の案件の処理 < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援業務を推進しているか。	< 主要な業務実績 > ・適合証明検査機関（40機関）及び適合証明技術者を有する建築士事務所（15事務所）に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。 ・改正省エネ基準等について、フラット35サイトにて周知を行うとともに、発行した住宅工事仕様書等を活用して中小工務店向けにセミナーを開催した（業界団体等を主催としたセミナー27回、受講者のべ約1000名）。 ・住宅市場の活性化及び良質な住宅の取得を支援という経済対策の趣旨も踏まえ、フラット35Sの金利引下げに関する周知を行うため、以下の取組を実施した。 ➢ 説明ツールの作成（平成27年版工事仕様書、フラット35技術基準のご案内、中古住宅物件検査手続ガイド、技術基準・検査ガイドブック） ➢ フラット35Sのメリットを紹介する動画を作成し、フラット35サイト等により周知するとともに、業界団体等を通じて個々の住宅事業者に配布 ➢ 全取扱金融機関を対象とした金融機関説明会の開催 ➢ 住宅事業者、業界団体等へのDM・メールによる周知（約10,000社） ➢ エンドユーザー、FP向けメールマガジンによる周知（約10,000名） ➢ 営業訪問による周知（約1,300社） ・フラット35の全ての申請件数に占めるフラット35Sの申請割合は、27年度において82.1%となり、26年度の71.8%より上昇した。 ・フラット35（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅（フラット35Sの省エネルギー性基準に該当する住宅）のシェアは、27年度において67.7%（26年度：61.8%）、耐震住宅に該当する住宅のシェアは、27年度において48.2%（26年度：41.1%）となり、着実に拡大している。	< 評価と根拠 > 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 緊急経済対策に適切に対応するため、良質な住宅の普及に努めるとともに、フラット35申請急増の状況下においても審査スピードの向上を実現。 また、保証型では金融機関等のニーズに対応するためローン商品のカスタマイズを実現し、金融機関が取扱を決定。このようにお客さまのメリット及び利便性の向上を通じ、長期・固定金利住宅ローンの普及に貢献。 具体的には以下のとおり。 ・進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る金融機関研修の実施、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した件数で見ると対前年度件数比140%となる中で、標準処理期間内に処理した案件の割合は90.9%（平成26年度：83.4%）となり、目標を大幅に達成した。 ・住宅市場の活性化及び良質な住宅の取得を支援という経済対策の趣旨も踏まえ、フラット35Sの金利引下げに関する周知を以下のとおり実施。 ➢ 説明ツールの作成 ➢ 全金融機関を対象とした説明会の開催 ➢ 住宅事業者、業界団体等へ	評価 A < 評価に至った理由 > 一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、フラット35やフラット35Sについて、消費者等に広く制度等の周知及び技術支援を行い、優良な住宅の取得促進を支援するとともに、金融機関において借入申込者の画一的な選別が行われないよう、書面調査や実地調査を通じて適切な融資審査の推進に努めている。とりわけ、緊急経済対策に係る取組を適切かつ効率的に実施したことは評価できる。 説明会の開催や1,300社にわたる営業訪問、DMやメルマガ等を活用した集中的かつ戦略的な広報活動により、フラット35の申請件数が対前年度比128.5%（26年度：94,712件、27年度：122,064件（辞退を除く。））と大幅に増加したことに加え、買取件数に占めるフラット35Sの割合（26年度：71.8%、27年度：82.1%）、フラット35（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅のシェア（26年度：61.8%、27年度：67.7%）、フラット35（新築戸建て）の申込みにおける耐震住宅のシェア（26年度：41.1%、27年度：48.2%）についても上昇しており、良質な住宅の取得促進を支援したといえる。 また、住宅事業者等から改善要望があった事前審査システムについて、留保率の大幅な改善（対前年度比21.4ポイント）等による利便性の向上及び利用促進を図ることで審査スピードを短縮化した。これにより、フラット35の買取申請件数の大幅な増加にも関わらず、標準処理期間内の処理率が向	

<p>イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携により、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携を通じ、住宅ローン利用者の負担を軽減しつつ業務運営の効率化を図る。</p>	<p>イ 住宅ローン利用者等が長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等を利用した場合における工事審査の合理化について、機構ホームページ、適合証明機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布により周知を図る。</p> <p>また、適合証明機関向け研修において、当該合理化について、適合証明の申請者に対する周知を行うよう依頼する。</p>		<p>各性能のシェアについては重複して適合するものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり総合的かつ戦略的な広報活動を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種メディアに対して、適時プレスリリースを実施したほか、積極的な働きかけとしてメディアキャラバンを実施（年7回）し、日々迅速かつ確かな取材対応を行った。また、報道関係者や有識者とは、意見交換会等を通じて関係構築に取り組んだ。 ➢ 経済対策については、平成26年度に引き続き、インターネット広告や新聞広告等により周知を図った。また、年度後半には、予算措置期間終了を見据えて、インターネット広告の出稿量の増加（平成27年11月、12月）、経済対策終了に関する文言を盛り込んだ新聞広告の出稿（平成28年1月）などの取組を実施した。 ➢ 全国一斉相談会の開催（年2回）に合わせて、メディアミックス（テレビCM、新聞、インターネット広告（動画広告含む）、交通広告等）により効果的に広告を実施した。 ➢ 広報方針を策定すること（平成27年11月）により、これまで以上に本支店間における広報活動に関する情報共有を密にするなど、機構として適切な広報に取り組んだ。 ・長期優良住宅等に係る工事審査の合理化について、機構ホームページ及び適合証明検査機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布による周知を継続的に実施した。 ・適合証明検査機関の新任者向け業務研修（7都市14回、受講者522名）において、長期優良住宅等を利用した場合の審査の合理化の内容や留意点について説明し、適合証明の申請者に周知を行うよう要請した。 	<p>のDM・メールによる周知（約10,000社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ エンドユーザー、FP向けメールマガジンによる周知（約10,000名） ➢ 営業訪問による周知（約1,300社） <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から戦略的な広報活動に取り組み、年度後半には、予算措置期間終了を見据えて、インターネット広告の出稿量の増加（平成27年11月、12月）経済対策終了に関する文言を盛り込んだ新聞広告の出稿（平成28年1月）などの取組を実施。 ・フラット35の全ての申請件数に占めるフラット35Sの申請割合は、平成27年度で82.1%となり、平成26年度の71.8%より上昇した。 ・フラット35（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅のシェアは、平成27年度で67.7%、耐震住宅のシェアは48.2%となり、シェアが向上している。 ・適合証明検査機関等に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。 ・新規参入金融機関への支援を実施。 ・金融機関による適切な融資審査の実施を要請。 ・事前審査システムの利用の促進を行い、利用機関は107機関、利用件数は182,894件となった。（平成26年度利用件数:130,955件） ・早期破綻防止等の審査強化の 	<p>上しており（26年度：83.4%、27年度：90.9%）中期計画で掲げている目標値（80.0%）を大幅に超えた。</p> <p>加えて、平成19年のパーセルにおける自己資本比率規制の変更により、住宅ローン債権の証券化のインセンティブが低下したこと等を要因として、平成26年3月以降全ての民間金融機関において新規受付が停止されていた保証型についても、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、民間金融機関等の市場関係者との対話を通じて金利水準の低い商品として買取型との差別化を図るとともに、投資家でもある民間金融機関の貸出ニーズに対応した新たなスキームを構築したことで、金融機関1社が取扱いを再開することとなった（平成28年5月12日より再開）。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低金利環境下で、金利競争が激化する中、住宅ローン債権の買取については、量、質、及び効率の全てにおいて目標を上回る成果を得た。 ・経済対策により申請件数が急増す
<p>ウ 証券化支援業務の対象となる住宅ローンの融資に際し、金融機関において職業、性別、地域等による借入申込者の画一的な選別が行</p>	<p>ウ 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参</p>	<p>ウ 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度において証券化支援業務に新規参入した3金融機関に対し、事業開始前に融資審査に係る研修等を行い、円滑な事業開始を支援した。 ・金融機関の融資審査に係る書面調査を全金融機関に対して実施するとともに、40機関について 		<ul style="list-style-type: none"> ・超金利環境下で、金利競争が激化する中、住宅ローン債権の買取については、量、質、及び効率の全てにおいて目標を上回る成果を得た。 ・経済対策により申請件数が急増す

<p>われないう、金融機関との協議等を通じ、適切な融資審査の推進に努めること。</p> <p>エ 証券化支援業務の手續の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図ること。</p> <p>オ 機構が金融機関から</p>	<p>入に当たり協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。</p> <p>エ 電子申請による事前審査の実施など、証券化支援業務の手續の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。</p> <p>オ 機構が金融機関か</p>	<p>入に当たり、協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p> <p>エ 消費者がフラット35の可否の見込みをできるだけ早期に知ることができるよう、事前審査システムの利用金融機関の増加及び事前審査システムに係る金融機関の利便性の向上を図ることにより、事前審査システムの活用を推進する。</p> <p>オ 機構が金融機関か</p>		<p>は実地調査を実施し、事務処理マニュアル等で規定した審査内容への対応が不十分と認められた52機関については書面による是正要請を行った。さらに、書面調査及び実地調査において対応が不十分と認められた内容については、平成28年2月に開催した金融機関説明会において説明し、金融機関に対し適切な融資審査の実施を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前審査システムについて、新たに25機関が利用を開始し、利用機関は107機関、利用件数は182,894件となった。(平成26年度利用件数:130,955件) ・平成25年9月から、事前審査の追加審査(事前審査システムでは融資可否の見込みの明確な回答ができない一部の案件について機構職員が追加審査を実施する仕組み)を開始して、事前審査システムの利便性向上を図っており、追加審査の利用機関は35機関、利用件数は1,929件となった。 ・早期破綻防止等の審査強化の取組()を通じ、審査の判別力が向上した結果、より適切なリスクテイクを図る審査基準の見直しが可能となり、事前審査留保率を20%程度低下させた(平成26年度:44.8%、平成27年度:23.4%)。 <p>審査強化の取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における個人情報照会の照会や申込人との面談等の義務化(平成25年度) ・金融機関の適正な融資審査を促進する制度の導入(平成26年度) ・機構における審査モデルの高度化(平成24年度~) <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年9月から、事前審査と本審査の連携を実施し、審査において影響がない項目の変更については、両審査の結果が同じになるように改善した。 ・事前審査の提出書類の簡素化を実施した。 <p>・進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る</p>	<p>取組()を通じ、審査の判別力が向上した結果、より適切なリスクテイクを図る審査基準の見直しが可能となり、事前審査留保率を20%程度低下させた(平成26年度:44.8%、平成27年度:23.4%)。</p> <p>審査強化の取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における個人情報照会の照会や申込人との面談等の義務化(平成25年度) ・金融機関の適正な融資審査を促進する制度の導入(平成26年度) ・機構における審査モデルの高度化(平成24年度~) <p>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「MBS発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズを迅速に把握する。」とされており、民間金融機関等の市場関係者との対話を通じて、保証型に関する商品性を見直しを検討。その上で、顧客属性に応じた保険料率を設定することで競争力のある低利の長期・固定金利住宅ローン商品を提供したいとする金融機関のニーズと貸付を伸長させたいとする投資家のニーズに対応したスキームを実現した。事務処理体制を構築し、平成28年5月から日本住宅ローンが取扱いを開始した。</p>	<p>る中で、標準処理期間内に処理した案件の割合が初めて90%を超えた。また、事前審査システムの利用も順調に拡大した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場関係者のニーズを的確に把握した上で再開された特定債務保証を通じた民業補完(保証型)のサービスは目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・懸案であった保証型スキームについても具体的な取扱いが再開されることとなり、保証型スキームについては、商品性を見直しを続けて、より多くの金融機関の参加を得て、利用者にとってより良い商品が生まれ出されることを期待したい。 ・民間金融機関の商品にバリエーションを生む保証型の再開は評価できる。今後は実績の伸張が期待されるとともに、リスク管理が課題となるだろう。
---	---	--	--	--	--	---

<p>住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該申請に係る審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の8割以上を処理すること。</p> <p>カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応すること。</p>	<p>ら住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。</p>	<p>ら住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。</p>		<p>金融機関研修の実施、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、経済対策により申請件数が対前年度件数比129%（27年度実績122,064件、26年度実績94,712件（辞退を除く。））となり、標準処理期間内に処理した件数で見ると対前年度件数比140%（27年度実績110,934件、26年度実績79,021件）となる中で、標準処理期間内に処理した案件の割合は90.9%（平成26年度：83.4%）となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、金融機関における融資審査の所要日数の短縮に向けて、機構に登録する申込情報のデータを伝送する方法による買取申請を促進した。（買取申請件数に占める利用率90.0%） ・全国の金融機関において融資審査担当者向け研修を実施した（16回）（平成26年度：12回） <p>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「MBS発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズを迅速に把握する。」とされており、民間金融機関等の市場関係者との対話を通じて、保証型に関する商品性を見直しを検討。その上で、顧客属性に応じた保険料率を設定することで競争力のある低利の長期・固定金利住宅ローン商品を提供したいとする金融機関のニーズに対応するとともに、貸付を伸長させたいとする投資家のニーズに対応したスキームを新たに実現させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該スキームの下で事務処理体制を構築し、平成28年5月から金融機関1社（日本住宅ローン）が取扱いを開始した。 		
---	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 2	自主的な取組としての商品の見直し		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
/								予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	
								決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	
								経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	
								経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	
								行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	4,087	8,291	
								従事人員数	417	420	431	466	

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下している	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の金利の引下げを含めた商品の見直し等を実施する。	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の金利の引下げを含めた商品の見直し等を具体的に進める。	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定	< 主要な業務実績 > ・お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、以下の事項を実施した。 ▶フラット35Sの対象に、中古住宅に係る長期優良住宅等を追加した（平成28年4月実施）。 中古住宅に係る長期優良住宅等とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅の認定制度において当該認定を受け	< 評価と根拠 > 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、以下の事項を実施。 ▶フラット35Sの対象に、中古住宅に係る長期優良住	評価 B < 評価に至った理由 > 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援し、優良な住宅ストックの形成に資するよう、広くフラット35の商品性等の改善要望を収集し、自主的な取組としての商品の見直しを実施した。 既存住宅の売買に際してリフォーム等の一定の性能向上を行う場合に、機構の自助努力によりフラッ	

<p>にもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うこと。</p>			<p>金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、商品の見直し等を実施しているか。</p>	<p>た中古住宅及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた住宅等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 既存住宅ストックの質の向上と流通促進を図るため、中古住宅の売買に際してリフォームにより省エネルギー性能等について一定以上の性能向上等を行う場合、フラット35の金利を一定期間引き下げる制度の導入を決定した(平成28年度中にモデル事業として実施)。当制度は、国費によらず、自助努力により対応。 ▶ 借入申込時において産休・育休期間中であつたお客さまについて、その後の復職日の変更、工事期間の変更等により、資金実行日までに復職ができなくなった場合は、お客さまの個別の事情を確認した上で、復職前に資金実行を可能とする取扱いを実施した。(平成28年4月1日から実施) ▶ 金融円滑化法の期限(平成25年3月)が到来した後も、返済困難者に対して償還期間延長などの特例措置を実施し、元金据置中の金利引下げについて、金融円滑化法の適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ(0.5%引下げ)を実施した。 ▶ 「平成27年9月関東・東北豪雨」を契機としてこれまで災害特例の対象としていなかった暴風雨及び洪水を対象とし、地震、津波又は噴火以外の災害にも迅速かつ柔軟に被災者支援を行う態勢を整えた。また、直接融資と同様に据置期間中の金利引下げ(0.5%(2%下限))を自助努力により実施した。 <p>平成27年12月に公表された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(自然災害ガイドライン)」を踏まえ、同ガイドラインに基づく債務整理に対する対応方針及び対応手順を定めた。</p>	<p>宅等を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中古住宅の売買に際してリフォームにより省エネルギー性能等について一定以上の性能向上等を行う場合、フラット35の金利を一定期間引き下げる制度の導入を決定(平成28年中にモデル事業として実施)。当制度は、国費によらず、自助努力により対応 ▶ 借入申込時において産休・育休期間中であつたお客さまについて、その後の復職日の変更、工事期間の変更等により、資金実行日までに復職ができなくなった場合は、復職前に資金実行を可能とする取扱いを実施 ▶ 災害特例の要件を拡充し、これまで対象としていなかった暴風雨及び洪水を対象とし、迅速かつ柔軟に被災者支援を行う態勢を整えた。また、直接融資と同様に据置期間中の金利引下げ(0.5%(2%下限))を自助努力により実施 ▶ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を踏まえ、同ガイドラインに基づく債務整理に対する対応方針及び対応手順を定めた 	<p>ト35の金利の引下げを行うモデル事業を導入することや、フラット35Sの対象に既存住宅に係る長期優良住宅等を追加することを決定し、政策上重要な既存住宅ストックの質の向上と流通促進に努めたことは評価できる。</p> <p>また、関東・東北豪雨を受けて、災害特例の要件を拡大し、暴風雨及び洪水の被災者についても迅速かつ柔軟な支援を行える態勢を整備したことに加え、平成27年12月に公表された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を踏まえ、債務整理に対する対応方針及び対応手順を策定する等、既存の商品の改善にも努めた。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源による金利の引下げを実現し、自然災害の被災者の救済対象を拡大した。
--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 3	安定的かつ効率的な資金調達		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
									予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883
									決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055
									経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234
									経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351
									行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	4,087	8,291
									従事人員数	417	420	431	466

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への情報発信を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、M	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの発行方針及び発行計画、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る償還履歴情報等の情報を積極的に開示するなど、ホームページ等の多様な手段により投資家	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を最も安定的、かつ、効率的に調達するよう、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」（以下「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」という。）を踏まえ、投資家に対する丁寧な広報活動を実施すること及び投資家の需要を十分に	<p>< 主な定量的指標 ></p> <p>なし</p> <p>< その他の指標 ></p> <p>なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、安定的かつ効率的に調達するよう努め</p>	<p>< 主要な業務実績 ></p> <p>・年度前半の日銀の金融緩和等により、投資家需要を減退させる低金利環境が継続する中で、経済対策により喚起されたフラット 3 5 の旺盛な資金需要に応えるべく、投資家の動向を精緻に把握した上で、MBS 発行額の平準化（発行額の一部を減額し、減額分を翌月以降へ繰り延べる取組）を適宜実施（平成 27 年 4 月から平成 28 年 1 月まで）した。また、投資家の認知度及び理解度向上を図り、安定起債に向け投資家層の拡大等を目指し、MBS 及び SB ともに丁寧な情報提供に努めるなど IR 活動に尽力した（個別訪問先 280 社）（安定的かつ効率的な資金調達に資する IR の</p>	<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価：A</p> <p>理由：以下の実績を踏まえ、A 評価とした。</p> <p>・以下の取組を通じて安定的かつ効率的な資金調達を実現した。</p> <p>➢ 低金利環境が継続する中で、経済対策により喚起されたフラット 3 5 の旺盛な資金需要に応えるべく、投資家の動向を精緻に把握した上で、MBS 発行額の平準化を実施（平成 27 年 4 月から平成 28 年 1 月まで）</p> <p>➢ 安定起債に向け投資家層の拡</p>	<p>評価 A</p> <p>< 評価に至った理由 ></p> <p>低金利環境の継続による円債投資離れ等を要因とした投資家需要の減退や、日銀のマイナス金利政策の導入による国債利回りの大幅な低下といった変動の大きい金利環境下においても、緊急経済対策に伴い増加した住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達したことは評価できる。</p> <p>積極的な IR 活動（国内：278 社、海外：2 社）や需要調査に尽</p>	

<p>BSの発行の多様化に努めること。</p> <p>その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMSの発行の枠組みのあり方を検討すること。</p>	<p>への情報発信・広報活動を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、MSの発行の多様化に努める。</p> <p>その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMSの発行の枠組みのあり方を検討する。</p>	<p>把握した上でMS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行うことにより、効率的かつ安定的な資金調達に努める。これらの取組を通じて、MS市場において、投資判断等のベンチマークとしての役割を果たす。</p> <p>また、MS市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するため、ホームページ及び情報ベンダーを通じ、MSの裏付けとなる住宅ローン債権に関する融資種別等の属性分析の更新情報等を定期的に提供するなど、投資家のニーズを踏まえた情報の充実を図る。加えて、投資家の認知度及び理解度の向上を図るために、投資家を個別に訪問し、丁寧な広報活動を重ねるとともに、更なる情報の充実を検討する。</p> <p>あわせて、市場環境や市場関係者からの意見・ニーズを踏まえながら、MSの発行の多様化について検討を行う。</p>	<p>ているか。</p>	<p>実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資家への個別訪問(国内:278社、海外:2社)<平成26年度実績(国内:272社、海外:16社)> ・生保、都銀、地銀、信金、信組、信連、地方公共団体、学校法人、共済組合等幅広い投資家に対し、積極的なIRを実施。 <p>(MS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定したクーポン水準(表面利率)で、確実にMSの発行を行い、前年度比約1.5倍の1兆8,753億円(前年度比+6,315億円)の大型発行を実現。 ・フラット35の金利水準に直接影響を及ぼすMSクーポンは、フラット35買取金額の増加に対応しつつ、平成26年度の実績を下回るクーポン水準で発行を達成(平成26年度平均0.88%、平成27年度平均0.79%)。 ・年度終盤のマイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う国債金利の低下と相まって、平成28年3月条件決定分のMSにおいては、公庫・機構を通じた最低クーポン水準(0.48%)となった。 ・1起債当たりの投資家数は、最大の月で90社程度と高水準となり、厳しい環境ながら旺盛な需要を喚起し、安定的かつ低水準なクーポンでの資金調達を実現した。 <p>(SB)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済対策に伴うフラット35事業量の増嵩や既往債権管理勘定のリファイナンスに対応する資金調達のため、対前年度比約6倍となる4,150億円の大規模発行を行った。 ・多額の発行に対応するため、投資家需要の極大化を目的として、調達年限についても、5年、7年、10年、12年、15年、20年及び30年と、過去最多の7年限を起債した。 <p>[シンジケートローン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に引き続きシンジケートローンによる調達を実施した。(調達額460億円、償還年限10年) 	<p>大等を目指し、MS及びSBともに丁寧な情報提供に努めるなどIR活動を実施。</p> <p>投資家への個別訪問数は国内:278社、海外:2社となり、生保、都銀、地銀、信金、信組、信連、地方公共団体、学校法人、共済組合等幅広い投資家に対し、積極的なIRを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 安定したクーポン水準(表面利率)で、確実にMSの発行を行い、前年度比約1.5倍の1兆8,753億円(前年度比+6,315億円)の大型発行を実現。 ➢ フラット35の金利水準に直接影響を及ぼすMSクーポンは、フラット35買取金額の増加に対応しつつ、平成26年度の実績を下回るクーポン水準で発行を達成(平成26年度平均0.88%、平成27年度平均0.79%)。 ➢ 平成28年3月条件決定分のMSにおいては、公庫・機構を通じた最低クーポン水準(0.48%)となった。 ➢ 1起債当たりの投資家数は、最大の月で90社程度と高水準となり、安定的かつ低水準なクーポンでの資金調達を実現。 ➢ 経済対策に伴うフラット35事業量の増嵩等に対応する資金調達のため、対前年度比約6倍となる4,150億円のSB発行を行い、調達年限についても、5年、7年、10年、12年、15年、20年及び30年と、過去最多の7年限を起債。 ➢ 投資家の利用頻度の高い情報のみを備えた償還履歴データの簡易版(コアデータ)等を提供。 	<p>力することで、投資家の動向を精緻に把握し、1起債当たりの投資家数を高水準で維持するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」で示されたMS発行額の平準化の取組を適切に実施することで、スプレッドの急変を抑制(変動幅:0.15%)しており、ベンチマーク性を維持したといえる。</p> <p>また、多額の資金需要に対応するため、SBについては、過去最多の7種の年限で起債し、投資家のニーズに対応した柔軟な起債運営を行うことで投資家需要を喚起するとともに、シンジケートローンを引き続き活用することで、多様な資金調達を実施した。</p> <p>加えて、新たにMS配分プログラムを導入し、安定的かつ効率的な資金調達に資する投資家の確保を図ることとした。</p> <p>さらに、MS発行に要する引受手数料率については、証券化市場における最低水準を維持した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p>
--	--	---	--------------	--	---	--

	<p>イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持すること。</p>	<p>イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。</p>	<p>イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。</p>		<p>(情報発信関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き市場関係者の声に応えた利用頻度の高い情報のみを備えた償還履歴データの簡易版(コアデータ)等の提供を実施した。 <p>(MBS配分プログラムの導入に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券化支援事業の課題に関する検討委員会報告書(平成25年7月)の提言を前提に、米国におけるMBSと住宅ローン債権を交換する仕組みを参考として、安定的かつ効率的な資金調達に資する投資家の確保等を目的として、MBS配分プログラムの導入に向けた取組を着実に進め、平成28年4月から制度開始となった(参加金融機関:11機関、平成28年4月1日時点)。 MBS発行に要する引受手数料率について、証券市場における最低水準を維持した。 多くの他の債券において引受手数料率が引き下げられた場合、速やかにMBSの引受手数料の引下げが実施できるよう、市場関係者に対するヒアリング及びベンダー情報の定期的なモニタリングを行った。 	<p>➤ 証券化支援事業の課題に関する検討委員会報告書(平成25年7月)の提言を前提に、安定的かつ効率的な資金調達に資する投資家の確保等を目的として、MBS配分プログラムの導入に向けた取組を着実に進め、平成28年4月から制度開始となった(参加金融機関:11機関、平成28年4月1日時点)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 債権の買取りが増加する中、投資家の需要の喚起並びに需要の把握を十分に行った上で、MBS発行額の平準化等に取り組み、安定的かつ効率的な資金調達について目標を上回る成果を得た。 経済対策に伴う大量の資金需要に対して、低廉な金利で資金調達を実現できた。スプレッドも傾向的に低下した。 不安定な投資環境にも関わらず、安定的に起債を行った。 金利変動の中、安定的な資金調達が出来たことは評価できる。 今後も金融環境の変化時に適切に対応できるよう、引き続き投資家とのコミュニケーションの充実を図って欲しい。
--	---	---	---	--	---	--	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 4	経費率		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経費率 (計画値)	中期目標 期間の平均 0.20% 以下	-	-	-	-	-	中期目標 期間の平均 0.20% 以下	予算額(百万円)	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	
経費率 (実績値)	-	0.23%	0.18%	0.14%	0.14%	0.15%		決算額(百万円)	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	
達成度	-	-	-	-	-	-		経常費用(百万円)	215,691	204,995	200,867	207,234	
								経常利益(百万円)	26,774	56,898	72,407	68,351	
								行政サービス実施コスト(百万円)	37,725	18,782	4,087	8,291	
								従事人員数	417	420	431	466	

注) 経費率(実績値)の上段は単年度実績値、下段は中期目標期間の平均値を記載

注) 証券化支援助定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均が 0.20%以下とすることを努めること。	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均が 0.20%以下とすることを努める。	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を 0.20%以下とすることを目指して取り組む。	< 主な定量的指標 > 経費率 < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 証券化支援業務	< 主要な業務実績 > ・平成 27 年度の証券化支援業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したものの、買取債権等残高が増加したことにより 0.15%となった（平成 26 年度 0.14%）。 ・なお、平成 24 年度～平成 27 年度の 4 年平均は、0.15%となった。	< 評価と根拠 > 評価：B 理由：左記を踏まえ、B 評価とした。	評価 B < 評価に至った理由 > 平成 27 年度の証券化支援業務における経費率（0.15%）は、総合オンラインシステムの改修等の一時的な費用が増加したことにより対前年度比 0.01 ポイント上昇したものの、平成 24 年度から平成 27 年度までの平均は 0.15%と中期計画に掲げられている目標値（平均：0.20%）の範囲内に	

				に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均が0.20%以下とするよう努めているか。			<p>収まっている。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は下記の通り。 ・基準値を大幅に下回る良好な成績を安定的に残した。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 5	調査研究		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
								予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	
								決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	
								経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	
								経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	
								行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	4,087	8,291	
								従事人員数	417	420	431	466	

注) 証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅・金融市場に関する調査研究を推進すること。	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者調査、住宅ローンに関する顧客アンケート調査、民間住宅ローン調査等の調査研究を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータを収集する。 また、米国・アジアを中心とした政府系金融機	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図	< 主要な業務実績 > ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関、住宅取得に係る耐久消費財への支出等を対象とした調査を実施し、結果をホームページ等で公表することにより証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、分析等を行い、広報誌、学会誌、専門誌及び不動産サイト等での様々な機会を利用して、調査分析結果を発表した。 ・住宅着工、金融・経済、海外の経済及び住宅市場動向等に関するデータを、毎週支店等に提供し、支店の営業推進等に貢献した。 ・不動産市場について国内を代表する研究者等と共著で、国内外の不動産市場についての専門書	< 評価と根拠 > 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等を対象とした調査を実施し、証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、広報誌や学会誌等の様々な機会を利用して、調査分析結果を発表した。 ・不動産市場に関する専門書（「不動産マーケットの明日	評価	B < 評価に至った理由 > 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者、民間住宅ローン利用者民間金融機関等を対象とした調査を実施し、調査結果をホームページ等に公表することや、専門書や論文等の執筆を積極的に行うことで、住宅金融に関するデータの幅広い情報発信を実施した。 また、米国ジニーメイとの円卓会議の開催や、マンマーCHDB

			<p>関等との連携を深めつつ、国内外の住宅金融等に関する情報交換を行う。</p>	<p>るため、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行っているか。</p>	<p>(「不動産マーケットの明日を読む」)のうち、国内外の住宅市場について執筆した。本書は増刷となるなど高い評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計リテラシー向上のため、統計学についての専門書(「実践R統計分析」)を執筆した。 ・著名な大学の大学院において、一学期分の講義(「住宅とファイナンス」)を受け持ち、国内外の住宅及び住宅金融市場について、幅広いテーマで講義を行った。 ・首都圏の大学が主催するシンポジウムにおいて、基調講演(「日米欧の住宅市場とマクロ経済動向の見通し」)を行った。 ・近畿圏の大学が主催する公開講座で、統計学によるフラット35利用者の分析結果について講義した。 ・林野庁主催の会議(「木材需給会議」)に委員として参加し、住宅着工の動向等について説明した他、機構外部主催のセミナー等で、住宅市場等について説明を行った。 ・住宅金融支援機構の支店主催の講演会で講師を務め(4会場)、地域の住宅市場等について説明した。出席者へのアンケート結果で高い評価を得た。 ・海外の政府関係機関等に対して、次のとおり対応した。 <p>米国ジニーメイ(政府抵当金庫) ワシントンDCにおいて、ジニーメイとの第1回円卓会議を8月27日に開催した。同会議には連邦政府機関、金融機関、大学などからも含め約100名の参加があり、アメリカ側参加者から高い評価を得た。併せて大使公邸でのレセプションが開催され、日米関係の発展に大きく貢献した。</p> <p>ミャンマーCHDB(建設住宅開発銀行) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4月にミャンマー(ヤンゴン)でCHDB職員向けに日本の住宅金融について講演を行った。 ➢ 国土交通省の招請により来日したミャンマーCHDB及びミャンマー建設省からの研修生6名を受け入れ、11月5日~10日に実務研修と情報交換を実施した。同研修生6名は帰国後住宅ローン開発チームの中核メン </p>	<p>を読む」)のうち、国内外の住宅市場について執筆、統計学に関する専門書(「実践R統計分析」)を執筆するなどの調査研究を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の政府関係機関等に対して、次のとおり対応し、各機関との連携強化に取り組んだ。 ➢ ワシントンDCにおいて、米国ジニーメイ(政府抵当金庫)との第1回円卓会議を8月27日に開催。同会議には連邦政府機関、金融機関、大学などからも含め約100名の参加があり、アメリカ側参加者から高い評価を得た。併せて大使公邸でのレセプションが開催され、日米関係の発展に大きく貢献した。 ➢ ミャンマーのCHDB(建設住宅開発銀行)職員に対して、4月にヤンゴンで住宅金融について講演を行い、また国土交通省の招請により来日したミャンマーCHDB及びミャンマー建設省からの研修生6名を受け入れ、11月5日~10日に実務研修と情報交換を実施するなど、同国における住宅金融制度の整備に向けた支援等に尽力し、ミャンマー側からも好評を得た。 ➢ 住宅金融関連の国際会議や、2国間の建設次官級会合等に出席し、日本の住宅金融についての講演や住宅金融制度に関する意見交換等を行い、国際社会での日本や機構のプレゼンスの向上にも大きく貢献した。 	<p>(建設住宅開発銀行)及びミャンマー建設省からの研修生の受入れを行う等、海外の政府関係機関等との関係強化にも取り組んだ。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は下記の通り。 ・継続的な調査に加えて、国際的な貢献も行った。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>バーとして活躍し、機構とも引き続き連携している。</p> <p>アセアン・フィックス・インカム・サミット(AFIS)、アジア証券化機関連合(ASMMMA)、アジア証券業協会(ASIFMA)が主催する各国際会議において、講演や情報収集を行った。</p> <p>国土交通省が主催した日緬建設次官級会合、日・インドネシア建設次官級会合において、講演や意見交換を行った。</p> <p>JICAの課題別研修(住宅・住環境の改善と防災)で開発途上国の政府職員等向けに、また国別研修でミャンマー建設省職員向けに日本の住宅金融などについて講演を行った。</p> <p>タイ中央銀行元副総裁が引率したタイの最高学府といわれる名門大学の学生の来日に際し、日本の住宅市場及び住宅金融制度等について、支店と連携し講演を行った。</p> <p>アジア開発銀行研究所(ADB I)のWorking Paper No.558 "The Housing Market and Housing Policies in Japan"を公表し、国内外の有識者から高い評価を得た。</p> <p>日本銀行がマイナス金利政策を導入した翌月に、先行するヨーロッパの事例を調べてレポートとして取りまとめホームページに掲載した。内容について、他省庁の局長からの依頼があり説明を行った。</p>	<p>➤ アジア開発銀行研究所(ADB I)の発行する書籍に掲載された論文が、国内外の有識者から高い評価を得た。</p>
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 6	住宅融資保険業務		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標準処理期間内の処理（計画値）	25 日以内に 8 割以上	-	80%	80%	80%	80%	80%	予算額（百万円）	37,425	11,334	15,219	14,852	
標準処理期間内の処理（実績値）	-	100.0%	94.2%	92.0%	98.8%	100.0%		決算額（百万円）	45,797	10,772	11,996	14,020	
達成率	-	-	117.8%	115.0%	123.5%	125.0%		経常費用（百万円）	4,644	3,971	3,240	3,008	
回収実績率（第 1 順位）（計画値）	年度ごと 50%	-	50%	50%	50%	50%	50%	経常利益（百万円）	3,986	5,182	5,750	6,606	
回収実績率（第 1 順位）（実績値）	-	-	50.0%	65.3%	58.2%	56.3%		行政サービス実施コスト（百万円）	4,108	4,530	4,828	1,332	
達成率	-	-	100.0%	130.6%	116.4%	112.6%		従事人員数	44	45	42	43	
回収実績率（第 1 順位以外）（計画値）	年度ごと 20%	-	20%	20%	20%	20%	20%						
回収実績率（第 1 順位）	-	-	37.4%	44.8%	45.8%	48.6%							

以外) (実績値)														
達成率	-	-	187.0%	224.0%	229.0%	243.0%								

注) 住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価	評価	B				
	<p>事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、次に掲げる業務を実施すること。</p> <p>ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等(フラット35及び災害復興住宅融資(東日本大震災分)に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保)に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。</p>	<p>事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等(フラット35及び災害復興住宅融資(東日本大震災分)に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保)に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」(以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。)を踏まえ、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>また、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に伴う制度拡充も踏まえ、民間金融機関の支援を推進する。</p> <p>ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等(フラット35及び災害復興住宅融資(東日本大震災分)に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保)に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>	<p>< 主な定量的指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の処理 回収実績率(第一順位) 回収実績率(第一順位以外) <p>< その他の指標 ></p> <p>なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>住宅融資保険業務について、中期計画に掲げる業務の実施及び保険金等の支払い等の目標達成に努めているか。</p>	<p>< 主要な業務実績 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 足下における民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施した。 民間による代替状況を把握するため、金融機関、金融機関の子会社である保証会社を除く民間保証会社等へヒアリング調査等を実施した結果、引き続き民間金融機関の融資業務を支援する必要があることを確認した。 リバースモーゲージ型住宅ローンについての取組 取扱金融機関について、平成27年度は新たに6の金融機関(北洋銀行、七十七銀行、静岡銀行、十六銀行、埼玉りそな銀行及び京都銀行)と契約を締結し、合計12機関とした。 また、複数の金融機関で取扱いを検討中であり、資料提供、照会対応等金融機関への支援を継続的に実施した(平成28年度当初から新たに取扱いを開始した金融機関は、足利銀行、トマト銀行及び日本モーゲージサービスの3機関。) 高齢者の住み替え(郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越す等)の支援等のため、平成27年4月から住宅の建設・購入資金を付保対象としているが、12の契約金融機関全てにおいて対応をしている。 担保評価額に対する掛目を従来の50%のみから、50%又は60%とするとともに、子世帯の住宅取得のための親世帯への融資(親世帯の住宅を担保)を付保対象に追加した(平成28年度予算事項。平成28年4月から実施。) 平成27年度の付保実績は2件であった。 買取再販事業者に対する住宅融資保険の取組 中古住宅を買い取り、リフォーム工事を実施し 	<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価: B</p> <p>理由: 次の実績を踏まえ、B評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング調査等により確認した民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施。 リバースモーゲージ型住宅ローンについては、平成27年度に新たに6の金融機関と契約を締結し合計12機関となったことに加え、12の契約金融機関全てにおいて、高齢者の住み替え(郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越す等)の支援等のため、住宅の建設・購入資金を付保対象としている。 また、担保評価額に対する掛目を従来の50%のみから、50%又は60%とするとともに、子世帯の住宅取得のための親世帯への融資(親世帯の住宅を担保)を付保対象に追加した。 中古住宅を買い取り、リフォーム工事を実施した上で販売する買取再販事業者に対する融資を付保対象に追加した。 該当する全金融機関での保険金支払審査項目を事前にチェックする仕組み(「要件確認シ 	<p>評価 B</p> <p>< 評価に至った理由 ></p> <p>中期計画に掲げる業務の実施については、ヒアリング調査等により確認した民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施した。</p> <p>リバースモーゲージについては、新たに6機関と契約を締結し(平成27年度末:12機関)引き続き普及の促進に努めている。高齢者の住み替え支援のため、平成27年4月より住宅の建設・購入資金についても付保対象に追加しており、新たに2件付保した。</p> <p>また、買取再販事業者向け融資を融資保険の付保対象に追加することで、住宅事業者の資金調達を支援し、既存住宅流通の活性化という政策上重要な目的に資する取組を実施した。</p> <p>加えて、中期計画に掲げる保険金等の支払い等の目標については、標準処理期間内の処理件数割合(目標値:80%、実績値:100%、達成率:125%)、保険金支払済債権の回収実績率([第1順位債権]目標値:50%、実績値:56.3%、達成率:112.6%、[第1順位以外債権]目標値:20%、実績値:48.6%、達成率:243%)のいずれについても目標を達成した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成して</p>					

<p>イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施すること。</p> <p>保険金の支払等</p> <p>ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を引き続き設定すること。</p> <p>イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組むこと。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第 1 順位債権 50%、第 1 順位以外債権 20%を達成するよう努めること。）</p>	<p>イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。</p> <p>保険金の支払等</p> <p>ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を 25 日とし、その期間内に案件の 8 割以上を処理する。</p> <p>イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第 1 順位債権 50%、第 1 順位以外債権 20%を達成するよう努める。）</p>	<p>イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。</p> <p>保険金の支払等</p> <p>ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を 25 日とし、その期間内に案件の 8 割以上を処理する。</p> <p>イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関からの各債権別の回収状況報告に基づき、借入者の分割弁済等の具体的な交渉を実施させる等の対応方針を策定の上、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第 1</p>		<p>た上で販売する買取再販事業者に対する融資を付保対象に追加した（平成 28 年度予算事項。平成 28 年 4 月から実施。）</p> <p>保険金支払審査</p> <p>次のとおり効率化を実現することにより 379 件全件を標準処理期間内に処理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 割填補型保険の契約金融機関においては「保険金支払審査項目を事前にチェックする仕組み」（「要件確認シート」を活用）を該当する全ての金融機関で実施した。 ・ 保険金請求後の審査状況等に関するデータベースにより、進捗管理の徹底を図った。 ・ 保険金支払請求前に金融機関から事前相談があった場合は、円滑な支払審査を行うため必要書類や手続を案内した。 <p>回収業務</p> <p>次のとおり実施することにより平成 26 年度に支払った保険金について、平成 27 年度末までの回収実績率は、第 1 順位債権は 56.3%、第 1 順位以外債権は 48.6%となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求に至っていない長期延滞債権全件について機構も状況把握をする等、機構の関与を深化させた進捗管理を行い、早期に回収方針を策定した。 ・ 保険金支払い後は、お客さまの実情に応じて、任意売却等による物件処分を速やかに実施した。 	<p>ート」を活用）の活用や保険金請求後の審査状況等に関するデータベースの活用等による支払事務の効率化を実現した。これらにより、対象案件全てを標準処理期間内に処理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標である保険金支払済債権の回収実績率を達成した。（第 1 順位 56.3%（達成率 112.6%）、第 1 順位以外 48.6%（達成率 243%））。 ・ 四半期毎のモニタリング及び債務者属性の分析結果を踏まえ、実績反映型保険料率制度等における平成 27 年度の保険料率の検証及び平成 28 年度の保険料率の設定を行った。 	<p>いると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当無し</p> <p><その他事項></p> <p>評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古住宅市場の活性化や、高齢化社会の進展への住宅政策面での対応に貢献する取組を行った。 ・ リバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務は、住宅ストックの活用・高齢化の進展・人口減少等を踏まえると、もっと充実させてよい。平成 27 年度中に取扱金融機関が 6 機関増加し、12 機関になったことは評価できる一方、実績が伸びていないことから、ニーズとのミスマッチはないか、検証が必要であろう。団塊の世代が後期高齢者になる前に、一段の整備が求められる。また、空家対策としての手法などの開発も必要となる。
---	---	--	--	--	---	---

	<p>ウ 保険契約者である金融機関のモラルハザードを防止するとともに、住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保するため、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努めること。</p>	<p>ウ 実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。</p>	<p>順位債権 50%、第 1 順位以外債権 20%を達成するよう努める。))</p> <p>ウ 融資保険料率の計量モデルによるモニタリング等を通じ、実績反映型保険料の的確な運営並びに付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。</p>		<p>・的確な付保審査及び債権管理の推進に加え、四半期毎に融資保険料率の計量モデルによるモニタリングを実施し、債務者属性等の分析を踏まえ、実績反映型保険料率制度等における平成 27 年度の保険料率の検証及び平成 28 年度の保険料率の設定を行った。</p>		
--	---	--	--	--	--	--	--

4 . その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 7	団体信用生命保険等業務		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
/								予算額（百万円）	263,807	264,087	186,569	186,123	
								決算額（百万円）	234,762	249,797	180,591	177,914	
								経常費用（百万円）	191,837	182,884	171,880	164,229	
								経常利益（百万円）	7,957	9,181	9,002	8,770	
								行政サービス実施コスト（百万円）	-	-	-	-	
								従事人員数	27	26	24	24	

注）保証協会承継業務経理のうち団体信用生命保険等業務にかかる計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行うこと。	証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。	証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 団体信用生命保険等の活用・適切な業務運営に努めているか。	< 主要な業務実績 > ・適切に団体信用生命保険等業務を行った（団信弁済実績 8,767 件（71,252 百万円））。 ・団信加入者確保に向けて、以下の取組を行った結果、新規加入者数は 57,652 件（対前年同期比 21% 増）となり、2 年目脱退率は前年度実績（3.70%）よりも改善した（3.65%）。 （新規加入率向上に向けた取組） ▶ 不加入希望者へのダイレクトメールによる勧奨（約 2 万 1 千通） ▶ フラット 3 5 の広報活動と連携し、金融機関及び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼 ▶ 機構の経営層による主要金融機関の経営層	< 評価と根拠 > 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・適切に団体信用生命保険等業務を行った。 ・団信弁済業務については、迅速かつ円滑に業務を実施した。 ・団信加入者確保に向けて、不加入希望者へのダイレクトメールによる勧奨やフラット 3 5 の広報活動と連携した金融機関及び住宅事業者に対する	評価 B < 評価に至った理由 > 証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担をさせることがないよう、団体信用生命保険業務を適切に実施した。 団信の不加入希望者への DM による勧奨等の取組や、利用者のニーズが高い支払事由の追加等による商品性の見直しを実施したことにより、新規加入者数が増加し（対前年度比 121%）、2 年目脱退率につ	

	<p>長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、適切な業務運営を行うこと。</p>	<p>長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う。</p>	<p>長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う。</p>	<p>への取組強化依頼 (2年目脱退率改善に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 任意・未納脱退を抑制するため、金融機関に対し継続勧奨への取組強化を要請 ➢ 「特約料振替のご案内」等のお客さま宛の文書について、わかりやすさを認証する第三者機関(UCDA)の認証を受け、使用している。 ➢ フラット35の広報活動と連携し、金融機関及び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼(再掲) ➢ 機構の経営層による主要金融機関の経営層への取組強化依頼(再掲) <p>(利用しやすい制度への商品性の見直し等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 3大疾病付機構団信の支払事由に「急性心筋梗塞もしくは脳卒中の手術を受けたとき」を追加 ➢ 団信弁済(高度障害)時における提出書類の簡素化による弁済期間の短縮 ➢ 団信告知書と債務弁済充当契約申込書の統合による申込関係書類の削減 ➢ 団信のご案内について、フラット35パンフレットと統一感のある表紙及びデザインにするとともに、UCDAを意識したより分かりやすい記載内容に改訂 ➢ 最終の入金案内である振込用紙を着実にお客さまへ届くように特定記録郵便へ変更 	<p>団信加入促進の依頼等を継続的に実施した結果、新規加入者数は57,652件(対前年同期比21%増)となり、2年目脱退率については前年度実績(3.70%)よりも改善した(3.65%)。</p> <p>・また3大疾病付機構団信の支払事由の追加、団信弁済(高度障害)時における提出書類の簡素化、申込関係書類の削減等により、利用しやすい制度への商品性の見直しを実施。</p>	<p>いても改善した(対前年度比0.05ポイント)。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の取組によって、団信の加入者が増えており、2年目脱退率も改善した。
--	--	---	---	--	---	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 8	住宅資金融通業務等の実施		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：4. 水源等災害による被害の軽減 施策目標：11. 住宅・市街地の防災性を向上する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第9号まで、第2項第1号から第3号まで並びに附則第7条第2項
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省24- 事前分析表（平成24年度）国交省24-

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標準処理期間内の処理（マンション共用部分）（計画値）	各年度8割以上	-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	予算額（百万円）	1,122,390	687,351	652,397	652,618	
標準処理期間内の処理（マンション共用部分）（実績値）	-	93.8%	90.3%	94.8%	94.2%	97.7%		決算額（百万円）	821,884	557,629	496,294	583,342	
達成度	-	-	112.9%	118.5%	117.8%	122.1%		経常費用（百万円）	32,315	26,518	25,452	25,156	
標準処理期間内の処理（省エネ賃貸・サ付）（計画値）	各年度8割以上	-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	経常利益（百万円）	9,235	13,758	15,479	9,847	
標準処理期間内の処理	-	89.2%	91.6%	87.1%	81.8%	88.1%		行政サービス実施コスト（百万円）	-	-	-	-	

(省エネ貸・サ付) (実績値)									円)					
達成度	-	-	114.5%	108.9%	102.3%	110.1%			従事人員数	194	193	188	187	
標準処理期間内の処理 (高齢者住宅改良) (計画値)	各年度8割以上	-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%							
標準処理期間内の処理 (高齢者住宅改良) (実績値)	-	92.4%	86.3%	83.0%	100.0%	92.7%								
達成度	-	-	107.9%	103.8%	125.0%	115.9%								
標準処理期間内の処理 (財形) (計画値)	各年度8割以上	-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%							
標準処理期間内の処理 (財形) (実績値)	-	94.4%	94.4%	87.8%	96.3%	100%								
達成度	-	-	118.0%	109.8%	120.4%	125.0%								

注) 財形住宅資金貸付勘定及び住宅資金貸付等業務経理を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施すること。 国民生活の安定を図るための、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施する。 国民生活の安定を図るための、地方公共団体及び受託金融機関との適切な連携を通じた、災	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施する。 災害発生時における災害復興住宅融資の実施に当たっては、災害の規模や住宅への被害状	< 主な定量的指標 > ・標準処理期間内の処理(マンション共用部分) ・標準処理期間内の処理(省エネ貸・サ付) ・標準処理期間内の処理(高齢者住宅改良) ・標準処理期間内の処理(財形)	< 主要な業務実績 > 災害復興住宅融資 ・東日本大震災に係る災害復興住宅融資において、福島復興再生措置特別措置法に定める避難指示解除区域内に震災当時居住しており、かつ	< 評価と根拠 > 評価: A 理由: 以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・老朽化マンションの大規模修繕や耐震改修工事等を適切に支援するため、きめ細やかな相談体制やセミナー等での周知活動、顧客からの要望が強かった契約時の管理組合理事長個人の印鑑押印廃止等の事務手続改善等の取組を実施したことにより共用部分改良融資受理件数・金	評価	A < 評価に至った理由 > 一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い業務を適切に実施した。 自然災害への対応については、平成27年度に新たに39団体との間で「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」を締結し(平成27年度末時点で64団体(45都道府県、19市)との間で締結済み)、平常時からの地方公共団体との連携を強化することで、災害時に迅速な対応を行うことができるよ

<p>に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施すること。</p>	<p>害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施する。</p>	<p>況などについて迅速な情報収集により確認し、必要に応じて相談窓口を設置するとともに、記者発表やホームページによりその旨を速やかに周知する。</p> <p>また、災害復興住宅融資が円滑に実施されるよう、工事審査等を行う地方公共団体等及び融資手続を行う金融機関と適切に連携する。</p> <p>さらに、災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、ホームページ等を活用した周知を行う。</p>	<p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点> 住宅資金融通業務等について、中期計画に掲げる業務の実施及び標準処理期間内処理の目標達成に努めているか。</p>	<p>当該区域を含む市町村に住宅を建設または購入する者を融資対象として追加した。(平成 27 年 5 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」災害に対しては、直ちに本店及び現地支店に「被災者対応本部」を設置するとともに、融資制度等について、記者発表、ホームページ等により周知した。 被災者からの相談に対しては、お客さまコールセンターにおける祝日等の電話相談対応を行うとともに、災害協定を締結した栃木県及び茨城県と連携し現地相談を実施した(計 12 回開催、34 組の相談に対応)。 また、融資申込みが円滑に行えるよう、被害が甚大であった地域の受託金融機関における受付体制を構築し、そのサポートを実施するとともに、災害融資の工事審査方法等の情報を受託地方公共団体、受託検査機関に提供した。 ・東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしておくため、旧住宅金融公庫時代に各都道府県等と締結していた「災害時における住宅復興に向けた協力に関する協定」の見直しに取り組み、平成 27 年度末で 64 団体(45 都道府県 19 市)と新たな協定を締結した。 ・埼玉県が平成 26 年度から取り組んでいる老朽化マンション管理適正化支援先導事業に対し、当初段階から参画し、マンション再生支援に関する諸制度の活用方法等のノウハウを講習会で提供する等の協力を行ってきたが、関係強化の観点から「老朽化マンション管理適正化支援先導事業に係る相互協力に関する協定」を締結し、埼玉県下の分譲マンションの維持管理の適正化に取り組むこととした(平成 28 年 3 月締結)。 ・耐震リフォーム、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資の災害予防融資のリーフレットを作成し、機構ホームページへの掲載、地方公共団体の会議での配付等により周知を図った。 ・災害復興住宅融資において、中古住宅取得に併せたリフォーム資金を対象化した(平成 28 年 	<p>額が増加した。385 件、104 億円(前年度件数比 132.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕積立金の計画的な積立てや、適切な管理をサポートするために、セミナー等での周知や管理組合訪問等取組を実施したことにより、マンションすまい・る債の応募組合数が 2,082 組合に増加となった(対前年度組合数比 129.6%)。 ・マンション管理組合の代表者あてに送付していた応募後の書類について、マンション管理組合の申請によりマンション管理会社が代理で受領できる制度を導入(平成 27 年 10 月から実施) ・埼玉県と「老朽化マンション管理適正化支援先導事業に係る相互協力に関する協定」を締結し、埼玉県下の分譲マンションの維持管理の適正化に取り組むこととした(平成 28 年 3 月締結) ・釧路市の優良建築物等整備事業において、機構が地方公共団体及び地域金融機関(地銀、信金、信組)と連携を図り、事業の初動段階から融資することで事業計画が構築され着工に至り、地方都市のまちなか居住の推進及び複合的施設整備により中心市街地活性化にも寄与している。 ・サービス付き高齢者向け住宅の新規登録件数の増加が緩やかに推移する中で、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資予約件数は 27 件(平成 26 年度:19 件)となり、昨年度を上回る融資予約実績となっ 	<p>う努めている。平成 27 年 9 月の「関東・東北豪雨」の際には、首都圏支店・北関東支店を中心に、協定を締結している栃木県、茨城県、地元の金融機関等と連携して被災者向けの現地相談会を開催し、迅速に被災者支援を行った。</p> <p>また、マンションの維持管理・再生への支援を強化しており、大手管理会社等向けの勉強会等の継続的な開催や、マンションの管理適正化のため埼玉県と相互協力に関する協定の締結等の取組により、マンションすまい・る債の実績(組合数:対前年度比 129.6%、新規応募口数:対前年度比 163.9%)及びマンション共有部分改良融資の受理実績(件数:対前年度比 132.3%、金額:対前年度比 122.4%)が大幅に増加した。</p> <p>加えて、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資については、登録状況が芳しくない中、地域金融機関と協定を締結して協調融資を推進(協定締結先:41 機関)すること等により、機構の予約件数は対前年度比 8 件増加した(26 年度:19 件、27 年度:27 件)。</p> <p>再開発事業等においても、民間による資金調達が困難な事業に対し、機構が進捗に応じて柔軟な融資を実行しており、釧路市優良建築物等整備事業及び品川区荏原町駅前地区防災街区整備事業等の円滑な進捗に貢献した。</p> <p>さらに、中期計画で掲げる標準処理期間内の処理率について、全ての融資区分において目標を達成し、とりわけ受理実績が大幅に増加したマンション共用部分改良融資について、処理率が向上したことは目標を上回る成果と言える。</p>
--------------------------------------	--	--	--	--	--	---

<p>高齢者住まい法の成立を受けサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施すること。</p>	<p>高齢者住まい法の成立を受けサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施する。</p>	<p>高齢者住まい法を踏まえサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施する。</p>		<p>2月)</p> <p>サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等 サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資のご案内等における説明内容の充実、融資制度の認知度・理解度向上を目的とした広報活動等を実施する一方、審査部門との連携強化による相談案件、申込案件のフォロー徹底により、サービス付き高齢者向け住宅の新規登録件数の増加が鈍化する中で、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資予約件数は27件（平成26年度：19件）となり、昨年度を上回る融資予約実績を上げた。また、登録住宅に占めるシェアは増加（平成27年度の戸数シェア 4.8%、26年度戸数シェア 2.4%）【参考】サービス付き高齢者向け住宅の登録状況（平成27年度：21,334戸、平成26年度：31,178戸） ・地域におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給と事業運営を支援することを目的に、地域金融機関と協調融資に係る協定を締結 【協調融資にかかる協定締結先（平成28年3月末）】 41機関（地銀：17機関、信金・信組：24機関） ・地方都市における借地上に建設するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、担保評価等の観点で、地域金融機関（信用金庫）単独での融資が難しい中、機構が協調して融資を実施することにより事業化を実現 【協調融資 予約件数（平成27年度実績）】 2件（前述の案件を含む） ・平成27年4月から、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資（施設共用型）の金利を一定に引き下げた。 高齢者住宅の改良等 ・耐震改修リフォーム融資の対象者に「中古住宅を借り上げて耐震改修工事をした上で賃貸する事業者」を追加（平成27年6月から実施） ・高齢者向け返済特例制度に、新たに無保証コース（ノンリコース）を導入することを決定（平成28年10月導入） 	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給と事業運営を支援することを目的に、地域金融機関と協調融資に係る協定を締結し、平成27年度末で41機関となった。 ・平成27年4月より、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資（施設共用型）の金利を見直した。 ・「平成27年9月関東・東北豪雨」災害に対して、災害協定を締結した栃木県及び茨城県と連携し現地相談を実施した（計12回開催、34組の相談に対応）。 ・旧住宅金融公庫時代に各都道府県等と締結していた協定の内容を見直し、新たな「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」の見直しに取り組み、平成27年度末で64団体（45都道府県19市）と新たな協定を締結。 ・進捗管理の徹底等の審査スピードアップに向けた取組を継続的に実施し、全ての融資区分において標準処理期間内の処理率目標を達成した（マンション共用部分改良融資 97.7%（達成率122.1%）、省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 88.1%（達成率110.1%）、高齢者住宅改良融資 92.7%（達成率115.9%）、財形住宅融資 100%（達成率125%））。 	<p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の金融機関は融資を行うことが困難な、自然災害対応、マンションの適切な管理、高齢者住宅、及び再開発事業といった政策的に重要度の高い業務において目標を上回る成果をあげた。 ・地方自治体や地域金融機関との連携が、単に協定を結んだだけではなく、実際の業務として展開された。 ・マンションの建て替えなどの社会的な要請の高い問題について踏み込んだ対応を進めており、マンション共用部分リフォーム融資及びマンションすまい・る債の実績が伸びた。 ・民間金融機関が供給しづらい着工前融資はとて評価できる。 ・サービス付高齢者向け賃貸住宅融資の件数が伸びない原因については、分析の必要がある。 ・今後、機構の持つノウハウがますます求められるはずであり、機構の役職員の対応能力を強化していかなければならない。
---	---	---	--	--	---	---

<p>賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。</p>	<p>賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>	<p>賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>		<p>子育て省エネ賃貸住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能の高い子育て賃貸住宅に対する融資に限り、賃貸住宅融資業務を実施した。 ・また、民間による代替状況を把握するため、民間賃貸住宅事業者へのヒアリング等を通じて面積が広く省エネ性能が高い賃貸住宅の供給状況を確認したところ、それらの賃貸住宅建設の資金調達原資として機構融資の利用が1割程度に相当することが確認された。賃貸住宅においては、省エネ性能の向上に要する費用を賃料に転嫁しづらいことや、床面積の広い子育て世帯向けの賃貸住宅では面積に対する賃料単価が低くなることから、子育て世帯向けに供給される賃貸住宅の省エネ性能向上を図るためには、引き続き機構融資を通じて供給を支援する必要がある。 <p>合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務等権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等のうち中小事業者が実施するものに限り実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、民間による代替状況を把握するため、機構が関与した事業の割合の調査等により確認したところ、権利変換計画の許可がなされた市街地再開発事業等のうち機構融資の利用が3割程度、工事完了したマンション建替事業のうち機構融資の利用が4割弱程度に相当することが確認された。市街地再開発事業等については、関係者の合意形成が難しいことにより事業が長期化するリスクがあり、また、マンション建替事業については、居住者間の意見調整等が難しいことにより事業が長期化するリスクがあることから、このようなリスクのある事業を推進するため、引き続き機構融資を通じて事業を支援する必要がある。 <p>マンション建替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デベロッパー等の協力が得られなかった自力建替えによるマンション建替えを事業資金で支援した。 <p>平成27年度受理実績：2件、266戸（平成26</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>しの検討を行うこと。</p>				<p>年度受理実績：3件、326戸) 高齡者向け返済特例制度 ・高齡者向け返済特例制度を活用し、マンション建替え事業等の検討の初期段階から建替事業を支援した。 平成27年度受理実績：5件(平成26年度受理実績：13件) ・管理組合向けに個別勉強会・相談会を実施。 平成27年度：25回(平成26年度：20回) 再開発事業等 ・中心市街地の空洞化が進み活性化が求められていた釧路市の優良建築物等整備事業において、機構が地方公共団体及び地域金融機関(地銀、信金、信組)と連携を図り、事業の初動期段階から融資することで事業計画が構築され着工に至った。これにより、地方都市のまちなか居住の推進及び複合的施設整備により中心市街地活性化にも寄与している。 ・品川区荏原町地区防災街区整備事業に関して、民間金融機関での融資が困難な着工前段階で機構が関与し、まちづくり融資を行い、平成27年度に竣工した。これにより密集市街地における防災機能の確保と土地の有効活用による都市機能の更新に寄与した。 マンション共用部分改良融資 ・住宅の耐震化等の住宅政策上の課題に適切に対応するため、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を行うとともに、地方公共団体、住宅関連業界団体、NPO法人等と連携して、マンション建替えや大規模修繕に関するセミナー等を開催した。 ・老朽化マンションの大規模修繕や耐震改修工事等を適切に支援するため、きめ細やかな相談体制やセミナー等での周知活動、顧客からの要望が強かった契約時の管理組合理事長個人の印鑑押印廃止等の事務手続改善等の取組を実施したことにより共用部分改良融資受理件数・金額が増加した。 平成27年度：385件、104億円、19,739戸(平成26年度：291件、85億円、15,166戸 前年度件数比132.3%) (うちマンション耐震改修融資受理件数)</p>		
-------------------	--	--	--	--	--	--

<p>勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)の規定による財形住宅に係る融資業務を実施すること。</p> <p>(2) 業務の実施</p> <p>住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施すること。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこと。</p>	<p>勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。</p> <p>(2) 業務の実施</p> <p>住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。</p>	<p>勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。</p> <p>(2) 業務の実施</p> <p>合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を通じて、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力する。さらに、省エネ住宅の普及の促進等の住宅政策上の課題に対応する。また、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。</p> <p>なお、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。</p>		<p>20件(平成26年度:14件 前年度件数比142.8%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記周知活動については、以下のとおり実施した。 (ア) 大手管理会社、マンション関連業界団体及び管理組合に対する個別勉強会・研修会実施回数:約150回(昨年度:約70回) (イ) 機構主催の管理組合向けセミナーを東京、大阪において開催 <p>まちづくり融資の受理実績</p> <p>平成27年度:638.4億円(208件、5,387戸) (平成26年度:816.2億円(267件、5,484戸))</p> <p>財形住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども等を扶養する勤労者に対する金利引下げ制度の実施(平成27年7月)に当たり、事務を構築し、機構ホームページで周知するとともに、エンドユーザー向けの周知のため申込案内を改正する等、的確に実施した。 ・住宅の耐震化等の住宅政策上の課題に適切に対応するため、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を行うとともに、地方公共団体、住宅関連業界団体、NPO法人等と連携して、マンション建替えや大規模修繕に関するセミナー等を開催した。 ・修繕積立金の計画的な積立てや、適切な管理をサポートするために、セミナー等での周知や管理組合訪問等取組を実施したことにより、マンションすまい・る債の応募組合数が2,082組合(94,312口)に増加となった(昨年度:1,607組合、57,525口 対前年度組合数比129.6%)。 ・マンション管理組合の代表者あてに送付していた応募後の書類について、マンション管理組合の申請によりマンション管理会社が代理で受領できる制度を導入(平成27年10月から実施) ・勘定内の資金を有効活用することにより、業務を実施した。 ・災害復興に係る融資を除き、財政融資資金は利用していない。 		
--	---	--	--	--	--	--

<p>災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該融資の審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の8割以上を処理すること。</p>	<p>災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア マンション共用部分改良融資 12日</p> <p>イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45日</p> <p>ウ 高齢者住宅改良融資 12日</p> <p>エ 財形住宅融資 12日</p>	<p>災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア マンション共用部分改良融資 12日</p> <p>イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45日</p> <p>ウ 高齢者住宅改良融資 12日</p> <p>エ 財形住宅融資 12日</p>		<p>・進捗管理の徹底及び審査業務の効率化による審査のスピードアップに向けた取組みを行った結果、標準処理期間内に処理した件数の割合は次のとおりとなった。</p> <p>ア マンション共用部分改良融資 97.7%</p> <p>イ 省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 88.1%</p> <p>ウ 高齢者住宅改良融資 92.7%</p> <p>エ 財形住宅融資 100.0%</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 9	経費率		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第 13 条第 1 項第 5 号から第 9 号まで、第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに附則第 7 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経費率 （計画値）	中期目標 期間の平均 0.40 % 以下	-	-	-	-	-	中期目標 期間の平均 0.40 % 以下	予算額（百万円）	1,122,390	687,351	652,397	652,618	
経費率 （実績値）	-	0.30%	0.32%	0.28%	0.30%	0.34%		決算額（百万円）	821,884	557,629	496,294	583,342	
達成度	-	-	-	-	-	-		経常費用（百万円）	32,315	26,518	25,452	25,156	
								経常利益（百万円）	9,235	13,758	15,479	9,847	
								行政サービス実施コスト（百万円）	-	-	-	-	
								従事人員数	194	193	188	187	

注）経費率（実績値）の上段は単年度実績値、下段は中期目標期間の平均値を記載

注）財形住宅資金貸付勘定及び住宅資金貸付等業務経理を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均が	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均が	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を 0.40%	< 主な定量的指標 > 経費率 < その他の指標 > なし < 評価の視点 >	< 主要な業務実績 > 平成 27 年度の直接融資業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したことに加え、貸付金残高が減少したことにより 0.34% となった（平成 26 年度 0.30%）。 なお、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年平均は、0.31% となった。	< 評価と根拠 > 評価：B 理由：左記を踏まえ、B 評価とした。	評価	B < 評価に至った理由 > 平成 27 年度の直接融資業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したことに加え、貸付金残高が減少したことにより 0.34%（対前年度比 +0.04 ポイント）となったが、平成 24 年度から平成 27 年度までの平均は 0.31% と中期計画に掲げられている目標値（平均：0.40%）の範囲内に収まっている。

0.40%以下とす るよう に努めること。	0.40%以下とす るよう に努める。	以下とす ることを 目指 して取 り組む。	直接融資業 務に 係る 毎 年 度 の 経 費 率 に つ い て、 中 期 目 標 期 間 の 平 均 が 0.40% 以 下 と す る よ う 努 め て い る か。			<p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は下記の通り。 ・前年度に比べるとやや悪化したが、達成目標を十分に下回る水準で安定していると評価できる。</p>
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 10	東日本大震災への的確な対応		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号及び第2項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者の支援を行うことは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省24-

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
									予算額（百万円）	8,536,165	8,592,145	7,546,423	8,151,917
									決算額（百万円）	8,570,035	7,860,696	6,850,734	7,280,915
									経常費用（百万円）	962,900	856,428	762,954	691,117
									経常利益（百万円）	197,173	231,269	255,268	202,585
									行政サービス実施コスト（百万円）	129,582	150,799	187,210	119,889
									従事人員数	888	876	878	877

注）証券化支援勘定、財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。

予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行うこと。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災	東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行うこと。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災	東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行うこと。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 東日本大震災への	< 主要な業務実績 > ・被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体、民間金融機関及び住まいの復興給付金事務局）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を、引き続き実施した。 また、平成27年度は、住まいの復興給付金に関する相談を新たに併催するとともに、民間金	< 評価と根拠 > 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで	評価	A < 評価に至った理由 > 国、地方公共団体、地元金融機関等との緊密な連携のもと、組織一丸となって住宅金融の側面から被災者への継続的な支援を行った。 関係機関と連携して実施している住宅再建相談会については、事前研修を受けた機構職員を全国から

<p>害復興宅地融資等の業務を適切に実施すること。</p>	<p>害復興宅地融資等の業務について、電話や面談による相談業務や、審査業務・融資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。</p>	<p>害復興宅地融資等の業務について、被災地への出張相談やお客さまコールセンターにおける返済シミュレーションサービスを積極的に実施する等、面談及び電話相談業務の取組を強化し、また、審査業務・融資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、組織を挙げて適切に実施する。</p> <p>特に、防災集団移転促進事業等に関する取組を支援するため、引き続き東北復興支援室を中心として、地方公共団体等との連携を強化する。</p> <p>また、顧客のニーズ等を踏まえ、事務手続や商品性の改善を進める。</p>	<p>対応について、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行っているか。</p>	<p>融機関の住宅ローンに関する相談を平成 26 年度に引き続き併催し、被災者の住宅再建を支援する取組を実施した。</p> <p>相談会の回数：19 市町 194 回 このうち民間金融機関の参加 73 回 このうち住まいの復興給付金事務局の参加 156 回 相談数：831 組 (昨年度実績 21 市町 213 回(このうち民間金融機関の参加 28 回)相談数：1,100 組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅再建相談会には、東北支店職員のほか、事前研修を受けた職員を全国から派遣し、相談対応の質を確保しつつ、組織一丸となって継続的な相談サービスを提供した。 福島特措法の改正(平成 27 年 5 月)を受け、避難指示が解除された区域内に震災当時居住していた方が、震災当時と同じ市町村に居住するために申し込む場合、り災証明書がなくても利用可能とした。これに伴う制度変更の周知用チラシを作成し、機構ホームページ等で周知した。楢葉町とは避難指示解除に向けて避難者全世帯に対して郵送で災害復興住宅融資の周知を実施するなど、該各市町村と連携した周知を実施した。 防災集団移転促進事業等の団地において地方公共団体から敷地を賃借して住宅を再建する場合において地盤強化を行うため整地資金を利用したいとのニーズがあることを踏まえ、この場合の敷地への抵当権を不要とすることにより、このニーズに応えた。 地方公共団体と「借地の取扱いに関する覚書」を締結し、防災集団移転促進事業等の団地で地方公共団体から敷地を賃借して住宅再建を行う場合の融資手続の簡素化を行った(平成 27 年度末で 7 市町と覚書を締結)。 三陸復興支援センターでは、主に以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 岩手県沿岸部での住宅再建相談会の実施及びその後のお客さまフォローを行った(実施回数：57 回(隔週の週末(金曜日～日曜日)に開催)相談数：347 組)。数値は上記住宅再建相談会の内数 	<p>提供できる住宅再建相談会を引き続き実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 27 年度は住まいの復興給付金に関する相談を新たに併催するとともに、民間金融機関の住宅ローンに関する相談を平成 26 年度に引き続き併催し、被災者の住宅再建を支援する取組を実施。特に民間金融機関参加の相談会は 73 回開催し、26 年度の 28 回に比べ大幅に増加し、民間金融機関と連携した取組を実施。 <p>相談会の回数：19 市町 194 回(このうち民間金融機関の参加 73 回) 相談数：831 組</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島特措法の改正(平成 27 年 5 月)を受け、避難指示が解除された区域内に震災当時居住していた方が、震災当時と同じ市町村に居住するために申し込む場合、り災証明書がなくても利用可能とした。これに伴う制度変更の周知用チラシを作成し、機構ホームページ等で周知した。楢葉町とは避難指示解除に向けて避難者全世帯に対して郵送で災害復興住宅融資の周知を実施するなど、該各市町村と連携した周知を実施した。 防災集団移転促進事業等の団地において地方公共団体から敷地を賃借して住宅を再建する場合において地盤強化を行うため整地資金を利用したいとのニーズがあることを踏まえ、この場合の敷地への抵当権を不要とした。 地方公共団体と「借地の取扱 	<p>派遣し、継続的に実施するとともに、復興庁との協働による住まいの復興給付金に関する相談の併設や、地元の金融機関との連携による相談会の増加等により、ワンストップ機能の充実を図ることで被災者の利便性向上に努めた。平成 26 年度に開設した三陸復興支援センターにおいても、岩手県沿岸部での住宅再建相談会及びその後のフォローを引き続き実施した。</p> <p>また、福島復興再生特別措置法の改正を受け、震災当時の避難指示区域内の居住者が避難指示解除後に同じ市町村で災害復興住宅融資の申込みを行う際には、り災証明書を不要とする取扱いに変更したことや、国の要請により、中間貯蔵施設建設予定区域内の土地等に係る抵当権抹消手続について、損失補償金のうち 7 割の前払い金での抹消を可能とするスキームを構築するなど、被災地のニーズに対応した柔軟な制度変更等の取組も実施した。</p> <p>加えて、震災発生から 5 年を迎えることから、災害特例制度の据置期間が終了する利用者へ丁寧な周知を行うとともに、必要に応じて据置期間の延長を行うこと等により、引き続き返済継続を支援した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評定について、4 名の外部有識者</p>
-------------------------------	---	--	--	---	--	--

<p>(2) 返済中の被災者への対応</p> <p>被災者の状況に応じた返済方法の変更を適切に実施すること。</p> <p>また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。)等の手続に従い、適切な措置を講ずること。</p>	<p>(2) 返済中の被災者への対応</p> <p>被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。</p> <p>また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。)等の手続に従い、適切な措置を講ずる。</p>	<p>(2) 返済中の被災者への対応</p> <p>被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。</p> <p>また、返済相談においては、借入者の状況に応じて、災害特例等のみならず、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。)等の概要を説明するとともに、手続に従い、適切な措置を講ずる。</p>		<p>▶ 防災集団移転促進事業などにおける移転先団地の宅地を地方公共団体から借地する場合の取扱いに関する覚書を大槌町や山田町と締結するなど、民間住宅の早期着工のための住宅ローンの円滑な実施へ向けた対応等に関する綿密な調整等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの申込手続を円滑に行うため、金融機関担当者を対象とした研修会を地域毎に実施した(実施回数: 5 回 計 181 名参加)。また、取扱件数の多い金融機関については、地域毎の担当者向け研修会を実施した(実施回数: 2 回 計 20 名参加)。 ・インターネットを利用できる環境にない被災者の存在を踏まえ、お客さまコールセンターにおいて、フリーダイヤル対応で災害復興住宅融資の返済シミュレーションを行うサービスを実施した。返済シミュレーションの実施に当たっては、年齢や収入等、各被災者の状況を伺いながら、定年退職後の収入減、親子リレー返済の利用可能性等も踏まえ、希望者には試算結果を郵送する等、きめ細やかに対応した(対応実績 319 件)。 ・受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った結果、返済特例制度の適切な対応(136 件、累計 6,150 件)を実施した。返済特例制度の据置期間が終了するお客さまへの周知等を実施(ダイレクトメールを約 5,000 通送付)した。また、必要に応じてカウンセリングを実施し今後の返済計画を検討する等、返済継続を支援した。 ・被災地の早期復興、被災者の生活支援を図るため、国と調整の上、中間貯蔵施設予定内の土地等に係る抵当権抹消手続について、対応できるスキームを構築した。(防災集団移転促進事業への抵当権抹消手続と異なり、損失補償金のうち、7 割の前払い金での抵当権抹消を可能とした。) ・私的整理ガイドラインの適切な対応(申請 16 件(累計 371 件) 弁済計画成立 41 件(累計 349 件))を実施した。 	<p>いに関する覚書」を締結し、防災集団移転促進事業等の団地で地方公共団体から敷地を賃借して住宅再建を行う方の融資手続の簡素化を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済特例制度の適切な対応(136 件、累計 6,150 件)を実施した。返済特例制度の据置期間が終了するお客さまへの周知等を実施(ダイレクトメールを約 5,000 通送付)した。また、必要に応じてカウンセリングを実施し今後の返済計画を検討する等、返済継続を支援した。 ・被災地の早期復興、被災者の生活支援を図るため、国と調整の上、中間貯蔵施設予定内の土地等に係る抵当権抹消手続について、対応できるスキームを構築。(防災集団移転促進事業への抵当権抹消手続と異なり、損失補償金のうち、7 割の前払い金での抵当権抹消を可能とした。) 	<p>からは「A」評定、1 名の外部有識者からは「B」評定が妥当であるとの意見が示された。</p> <p>「A」評定に係る外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融の側面から、住宅再建相談のためのワンストップ機能の提供及びニーズに対応して柔軟な制度変更など、被災先への支援は目標を上回る成果が得られた。 ・前例に拘泥せず、被災地の復興に資する取組を幅広く展開した。また、地元の自治体や地域金融機関との連携も実質的なものになってきた。 ・適時対応は評価できる。 ・住宅相談へ積極的に対応しているが、生活者の悩みを全体として解決するには住宅だけの相談では難しいため、他の支援団体と一体になって、総合的な相談体制を拡充していくことが望まれる。 <p>「B」評定に係る外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確な対応がいかなる具体的な結果に結びついているのかが見えない。説明会の実施等により、被災者が救済される場を継続的に提供しているという取組自体に意味があるとするとするのか、相談をした被災者が融資を受けられたというようなその先の出口に評価のメインがあるのか、機構のスタンスがはっきりしない。
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	1	組織運営の効率化	
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進めること。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を進めること。	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進める。	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。 支店については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、平成 28 年度末までに北関東支店及び南九州支店を他支店と統合するための準備を進める。	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化及び、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえた平成 28 年度末までの北関東支店及び南九州支店の他支店との統合について進めている	< 主要な業務実績 > ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成 24 年度に以下の取組を実施したところであり、平成 27 年度においても引き続き当該取組を継続している。 ➤まちづくり推進部のマンション再生支援グループを廃止 ➤北海道支店、中国支店及び九州支店のまちづくり推進グループを廃止 ➤事業系直接融資に係る融資審査業務を審査部事業審査センターに集約し、各支店の事業審査グループを廃止 ・支店体制の見直しについては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 28 年 1 月に南九州支店を九州支店に統合したところであり、北関東支店についても首都圏支店と統合した上で、本店部署として効率的・効果的な組織体制とした（平成 28 年 5 月実施）。	< 評価と根拠 > 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成 27 年度においても引き続き当該取組を継続している。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、支店体制の見直しについて、平成 28 年 1 月に南九州支店を九州支店に統合し、北関東支店についても首都圏支店と統合した上で、本店部署として効率的・効果的な組織体制とした（平成 28 年 5 月実施）。	評価	B
						< 評価に至った理由 > 事務・事業の見直しの基本方針に沿って、組織の合理化に係る取組を継続しており、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、南九州支店（28 年 1 月）及び北関東支店（28 年 5 月）の他支店への統合について、着実に実施すべく取り組んだ。北関東支店の統合については、単に首都圏支店と統合するだけでなく、ガバナンス強化の観点から組織体制を見直し、横断的な部署として本店に設置した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 該当無し	

				か。			<p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店体制の見直しが進められた。
--	--	--	--	----	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	2	一般管理費等の低減、業務・システム最適化	
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率 (計画値)	最終年度までに 15%以上削減(平成 23年度比)	-	-	-	-	-	最終年度までに 15% 以上削減	
一般管理費削減率 (実績値)	-	-	10.8%	8.0%	7.7%	14.7%		
達成度	-	-	-	-	-	-		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)については、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減すること。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その縮減を徹底すること。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収業務等の業務は、積極的に外部機関への委	2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)については、業務運営全体の効率化を図ることにより、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減する。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その縮減を徹底する。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収業務について、外部の有識者の知見を活用する	2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)については、業務運営全体の効率化を図ることにより、中期目標の達成に向け削減する。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その縮減を徹底する。業務の効率化を図るため、住宅ローン債権のうち全額繰上償還請求を行ったものについて、管理回収業務を債	< 主な定量的指標 > 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。) < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 一般管理費等の低減及び業務・システム最適化に努めているか。	< 主要な業務実績 > ・一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、一般管理費を平成 23 年度に比べ 14.7%削減した。 ・債権回収会社への業務委託を活用し、物件処分による回収を促進した(個人向け債権の委託率: 91.2%) ・電話相談業務、社内システムの運用・管理業務、住宅債券に係る事務手続、旅費事務手続等の外部委託を継続し、業務の効率化を行った。	< 評価と根拠 > 評価: B 理由: 以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 23 年度に比べ 14.7%削減した。 ・業務・システム最適化計画に基づき、IT 投資管理委員会の運営等を通じた IT ガバナンスの実施、一般競争入札による調達等のシステムの調達、コストの適正化を行った。	評価 B < 評価に至った理由 > 一般管理費については、一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等による競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 23 年度対比 14.7%まで削減しており、中期計画の目標値(15.0%)の水準まで計画的に取り組んだ。 また、業務・システムの効率化・合理化についても、業務システム最適化計画に基づき、適切に実施した。7 件全てのシステム調達対象案件について一般競争入札を実施し、コストの適正化を図った。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。	

<p>託を進めることにより、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進すること。</p> <p>3. 業務・システム最適化</p> <p>(1) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施すること。</p> <p>(2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現すること。</p>	<p>等透明性の高い方法により債権回収会社を選定し、その委託を積極的に進めるなど、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進する。</p> <p>3. 業務・システム最適化</p> <p>(1) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施する。</p> <p>(2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。</p> <p>(3) 職員のITリテラシー向上、内部人材のレベルアップを図るため、研修等を実施する。</p>	<p>権回収会社に委託する。</p> <p>事務手続の外部機関への委託を行い、業務の効率化及び体制の合理化を推進する。</p> <p>3. 業務・システム最適化</p> <p>(1) 業務・システム最適化計画(平成19年度策定)について、これに着実に実施するとともに、更なる効率化・合理化に向けた措置を講じた見直しを行う。</p> <p>(2) システム調達について、引き続き競争性の高い調達方式の採用等を行うとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。</p> <p>(3) 内部人材のレベルアップを図るため、ITリテラシー向上に資する外部の専門的知見を有する者を活用して、職場内研修(OJT)等を実施する。</p>		<p>・総合オンラインシステムのサーバ化及び機構内に設置されたシステムのサーバ機器の統合プロジェクトについては順調に進捗している。</p> <p>・業務・システム最適化計画に基づき、IT戦略委員会の運営等を通じたITガバナンスの実施、一般競争入札による調達等のシステムの調達、コストの適正化を行った(7件全てのシステム調達対象案件について一般競争入札による調達)。</p> <p>・人材育成のための計画の作成、外部知見を有する有識者を交えた勉強会の実施、内部職員向け勉強会の実施、外部研修への参加</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は下記の通り。 ・前年度に比べて一般管理費削減率が大きく改善し、最終年度での達成目標である15%近くを実現した。</p>
---	---	---	--	--	--	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	3	入札及び契約の適正化	
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、透明性及び公正な競争を確保し不正行為の予防を推進しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進すること。	(1) 調達等合理化計画(「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の審議等を踏まえて毎年度策定するものをいう。以下同じ。)に基づく PDCA サイクルによる取組等を通じて公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進する。 (2) 調達等合理化計画及び事業年度終了後に実施する自己評価の結果についてホームページ上で公表する。	(1) 調達等合理化計画(「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の審議等を踏まえて毎年度策定するものをいう。)に基づき、調達の合理化を着実に実施する。 (2) 調達等合理化計画及び事業年度終了後に実施する自己評価の結果についてもホームページ上で公表する。	< 主な定量的指標 > ・競争性のない随意契約の比率(件数、金額) < その他の指標 > ・随意契約の理由の妥当性 ・一者応札・応募案件にかかる改善方策の妥当性 ・継続的取組事項の実施状況 ・不祥事発生の未然防止の取組実施状況 < 評価の視点 > ・入札及び契約の適正化・公表に努めているか。	< 主要な業務実績 > ・平成 27 年度調達等合理化計画は、事前に契約監視委員会にて点検(平成 27 年 6 月 24 日)を受けた上で策定 ・調達等合理化計画に基づき、以下の取組を実施 ➢ 競争性のない随意契約の見直しについては、真にやむを得ないものを除き、契約を締結しないこととして取組を実施した。 件数、金額とも、評価指標(件数比:15.0%、金額比:16.5%(平成 25 年度全独法平均))を下回った。 【平成 27 年度実績】 件数:78 件(7.6%:対前年度比 12%) 金額:9.4 億円(1.4%:対前年度比 17%) これまで契約監視委員会にて点検を受けたことのない類型の新規の競争性のない随意契約(理事長が定める基準に該当するもの:1 類型)は、事前に機構内部に設置された契約審査委員会の点検を受けた上で、事後に契約監視委員会の点検を受け、妥当である旨の評価を得た。 ➢ 一者応札・応募案件については、資格等級の柔軟な対応、公告期間の延長及び事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映など、公平性・透明性を確保した上で競争性を保つための改善	< 評価と根拠 > 評価: B 理由: 以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものを除き行わないこととし、継続的に取り組んだ結果、評価指標を達成した。 ・これまで契約監視委員会にて点検を受けたことのない類型の新規の競争性のない随意契約の理由については、事前に機構内部に設置している契約審査委員会の点検を経た上で契約監視委員会において点検を受け、妥当である旨の評価を受けた。 ・一者応札・応募案件に係る各改善方策は、案件の特性を考慮の上策定しており、契約監視委員会においてすべて妥当である旨の評価を受けた。 ・主な継続的取組事項について	評価 B < 評価に至った理由 > 調達等合理化計画に基づく取組により、競争性のない随意契約については、件数・金額ともに当該計画の目標の範囲内に収まっており、契約監視委員会による点検においても妥当であるとの評価を得た。 また、一者応札・応募案件に係る改善方策についても、同委員会において全て妥当であるとの評価を得た。 加えて、調達等合理化計画及び自己評価結果について、ホームページで公表した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 該当無し	

				<p>方策の策定に努めた。</p> <p>平成 27 年度の一者応札・応募案件に係る改善方策(理事長が定める基準に該当するもの:37件)については、すべて契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。</p> <p>(参考)平成 27 年度実績 件数:37 件(対前年度と同件数) 金額:49.9 億円(対前年度比 70%)</p> <p>➤ 次の取組を継続的に実施した。</p> <p>予定価格が 10 万 S D R 以上の調達案件(新規の競争性のない随意契約については 10 万 S D R 未満の案件を含む。)は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施(26 回、55 件:平成 26 年度実績 26 回、54 件)</p> <p>市場価格等の情報を幅広く収集し、適切な予定価格を設定</p> <p>官公需法等に基づく諸施策を尊重し、これらを踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知</p> <p>➤ 調達に関するガバナンスを徹底するため次の取組を実施した。</p> <p>新規の競争性のない随意契約は、契約締結前に契約審査委員会の点検を受けた(再掲)</p> <p>不祥事発生 of 未然防止の取組の一環として、調達担当部署の職員を対象とした研修を実施。</p> <p>官製談合による違反行為等を行った(おそれがある)と認められるときの事務処理を定め、マニュアルに記載した。</p> <p>・平成 27 年度調達等合理化計画及び自己評価結果について、ホームページで公表した。</p>	<p>は、左記のとおり、 契約審査委員会の活用、 適切な予定価格の設定、 調達に関する諸施策の尊重及び周知、に關し的確に対応した。</p> <p>・調達に関するガバナンスの徹底については、 随意契約に関する内部統制の確立、 不祥事の発生の未然防止のための取組、ともに左記のとおり的確に取り組んだ。</p> <p>・平成 27 年度調達等合理化計画及び自己評価結果について、ホームページで速やかに公表しており、適切に対応した。</p>	<p><その他事項></p> <p>評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <p>・評価指標を達成しており、適切に対応された。</p>
--	--	--	--	---	--	---

4 . その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	4	適切な内部統制の実施、積極的な情報公開	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日）において「法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る」とされているように、重要であるため。）（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、機構において業務の内部点検を定期的に行うこと。また、その結果を踏まえ、業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じて、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図ること。 なお、第一期中期目標期間中に発生した事案に鑑み職員不祥事再発防止のためのコンプライアンスの取組について、点	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画についての点検とあわせて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じて、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図る。 コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会に	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、平成25年度に判明した不適切な事務処理事案を踏まえ、内部統制の更なる高度化を図ることとし、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画について点検とあわせて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じてガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図る。	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > 適切な内部統制の実施、積極的な情報公開に努めているか。	< 主要な業務実績 > ・平成25年度に判明した審査業務における不適切な事務処理事案を踏まえ、平成27年度も内部統制の更なる高度化に向けて以下の取組を実施した。 また、年度計画及び業務運営上の目標の確実な達成を図るため、部署ごとに重点的に取り組む事項をアクションプランとして定め、四半期ごとに実施状況の点検を行い、点検結果を役員会に報告するなどPDCAサイクルを実施し、年度計画等の内部点検を適切に実施した。 (予防的統制) ➢業務内容に応じて、役割を適切に分担することにより、グループ内の業務が円滑に執行できる環境の整備・充実を図るとともに、管理職者による主体的なマネジメントを一層強化するための時間確保及び非管理職者が権限と責任のある業務を担当することによるモチベーション向上を目的として、決裁権限の見直しを実施 ➢25年度に見直しを実施した本店部署における所掌事務の決裁事項について、業務に係る状況変	< 評価と根拠 > 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・過去に発生した不祥事や不適切な事務処理事案を踏まえ、適切な事務処理事案を踏まえ、B評価とした。 ・過去に発生した不祥事や不適切な事務処理事案を踏まえ、適切な事務処理事案を踏まえ、B評価とした。 ・特に25年度に見直しを実施した決裁事項について、委譲事項を拡大(計18項目)したことに加え、本支店のグループ長決裁事項のうち、判断が容	評価	B
						< 評価に至った理由 > 過去の不適切な事務処理事案等を踏まえ、適切な内部統制の実施に向けた取組を実施した。権限委譲による管理職のマネジメント強化等により不正を予防する取組、内部監査や内部自主点検等を継続的に実施し、自主的に改善点等を発見していく取組、「カイゼン活動」やコンプライアンスドリルといった各職員のコンプライアンス意識を向上させる取組等を通じ、職員不祥事再発防止のための独自の取組を実施した点は評価できる。 また、部署ごとに重点的に取り組む事項をアクションプランとして定め、四半期毎に進捗状況を点検し、役員会及びコンプライアンス委員会に報告するとともに、取組方策	

<p>検・検証を行い、必要に応じて、随時、取組方策の見直しを行うこと。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>において、毎年度の実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施していく。</p> <p>なお、コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のためのコンプライアンスの徹底、営業行動管理、人事管理及び情報管理に係る具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組むとともに、四半期ごとに取組状況を点検するほか、毎年度1回、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証の上、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会において、事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。</p> <p>コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度の実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施していく。</p> <p>コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のための具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組む。</p> <p>また、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>		<p>化や決裁権限の適正性を検証し、委譲事項を拡大(計18項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本支店のグループ長決裁事項のうち、判断が容易で、かつ、範囲が限定的であるものについて、総括又は業務主任に権限を委譲することを決定(28年7月より実施)(計32項目) ▶ 26年度に実施したグループ長の決裁事項のうち、検印的な確認・照合に該当する事項の管理職から非管理職への委譲について、本店部署も対象とした上で、項目数を追加(計12項目) ▶ 懸念・不審情報があった場合の情報共有や内部通報制度の周知を徹底するとともに、所属長及び人事部署による職員面談の実施、退職者アンケートの実施等の人事管理を徹底した。 ▶ 理事長から職員に対し、折に触れて内部統制についてのメッセージを発信しているほか、内部統制に係る全管理職向けの研修をeラーニングを活用した形式で実施した。 ▶ 経営に対する職員の意識を高め、現場力の向上に繋げることを目的として、経営上のトピックスをまとめた情報通信を27年度は24回発行(26年度24回、25年度6回)し、全社掲示板への掲載や全部署で勉強会を開催。 ▶ 仕事の意味や意義を再確認すること等を目的に、お客さまやビジネスパートナーから職員が頂いた「ありがとう事例」を集めて冊子として作成し、職員に配付した。 <p>(発見的統制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自部署における内部統制の状況を自ら点検するため、各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検を実施した。 ▶ 民間金融機関の運用を踏まえ、不正防止の観点から、長期休暇の取得を徹底するとともに、自部署執務室内の個人デスク等の点検を行った。 ▶ 内部監査において、個人デスク等の点検状況を確認する等の監査を実施した。また、内部自主点検や実地点検・モニタリングの実施状況やその有効性を加味し、発見的統制を意識した監査を実施した。 <p>(例外管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外部環境の変化等に対応して業務運営を行うため、業務の有効性及び効率性を改善する取組と 	<p>易で、かつ、範囲が限定的であるものについて、総括又は業務主任に権限を委譲することを決定した(計32項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長から職員へのメッセージの発信、内部統制に係る全管理職向けの研修をeラーニング形式での研修実施、経営上のトピックスをまとめた情報通信の発行(平成27年度24回)等を実施した。 ・権限委譲に併せて行う「例外管理」の実施に際して、外部環境の変化等に対応し、業務の有効性及び効率性を改善する取組として、カイゼン活動を積極的に推進した。 <p>[カイゼン件数]平成27年度:1,711件、平成26年度:967件、平成25年度:363件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンスの徹底、コンプライアンス意識の向上に資する取組を行うとともに、取組内容を四半期毎に点検し、PDCAを着実に実施した。 ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、平成28年度情報セキュリティ対策推進計画を審議した。 ・脆弱性診断及び標的型攻撃メール訓練や研修を実施し、その結果を踏まえ、標的型攻撃への対応手順を見直した。 ・平成26年度決算の財務内容等、 	<p>について見直しを行うなど、PDCAサイクルを実施した。</p> <p>加えて、政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーの整備や情報セキュリティ委員会の設置等の情報セキュリティ対策を推進するとともに、財務内容等の情報公開についても、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて適切に実施した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当無し</p> <p><その他事項></p> <p>評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の不祥事等の反省を踏まえて、着実に対応態勢が整備され、運用された。 ・内部統制として「カイゼン活動」の効果もあるように思われる。カイゼン活動の報告会に参加した経験からすると、各組織の取組は相応であり、グッドプラクティスの共有化・横展開の一層の推進が望まれる。 ・予防的統制及び発見的統制など内部統制は適切に実施された。これはトップから職員へのメッセージ発信の回数や「カイゼン件数」など定量的な証拠からも確認することができる。ただし、不祥事やサイバー攻撃に対
--	--	---	--	---	---	---

				<p>して、現場でのカイゼン活動を積極的に推進した。毎年度「カイゼン発表全国大会」を開催して、遠藤功氏（株式会社ローランド・ベルガー会長）をはじめ複数の外部の有識者をお招きし、発表された各カイゼン事例に対するご講評をいただいた。（カイゼン件数 平成 27 年度：1,711 件、平成 26 年度：967 件、平成 25 年度：363 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として設置した事業運営審議委員会において、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表した（平成 27 年度は 2 回開催）。 ・機構全体のコンプライアンスを徹底・定着させるための行動計画として、職員不祥事の再発防止策を含むコンプライアンスプログラムを外部有識者の意見を踏まえて策定し、これに基づいてコンプライアンス推進活動を行った。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員不祥事に関連するテーマをもとにコンプライアンスミーティング（全職員が各部署の小グループの単位に分かれて行う双方向の議論）を行い、懸念・不審情報を認識したときの対応を確認するとともに不祥事の風化防止を図った。 ➢ コンプライアンスドリルを 1 日 1 問の形式で出題し、日々コンプライアンスの重要性に接する機会を持つことで意識の向上に繋げた。 ・コンプライアンスの取組の P D C A を着実に実施するため、四半期毎に取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告した。 ・ディスクロージャー誌、ホームページの内容の充実など情報公開を積極的に実施。ディスクロージャー誌では、平成 26 年度の取組等をトピックスとした特集ページを作成した。併せて機構の取組をよりコンパクトに取りまとめたダイジェスト版を作成した。 ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、平成 28 年度情報セキュリティ対 	<p>機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。</p>	<p>しては不断の注意が必要であり、目標を上回るように更なる取組を期待したい。</p>
--	--	--	--	--	---	---

	<p>6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、情報公開を積極的に推進すること。</p>	<p>6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。</p>	<p>6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介する日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページの内容について、勘定ごとの財務内容の解説等の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。</p>		<p>策推進計画を審議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 9 月にシステムの脆弱性診断、全職員を対象に標的型攻撃メール訓練や研修を実施した。 脆弱性診断及び標的型攻撃メール訓練の結果を踏まえ、標的型攻撃への対応手順を見直した。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度決算の財務内容、勘定ごとの財務状況の解説、中期目標・中期計画・年度計画等、機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。 平成 27 年度は、上記に加えて機構の取組内容等が簡潔に分かるように、引き続きディスクロージャー誌のダイジェスト版を作成し、関係機関へ配布した。 		
--	--	--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	1	収支改善	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国の財政資金の効率的な活用を徹底し、機構の効率的・安定的な経営を図るため、その財務内容の健全化・改善に努めることが重要であるため。）（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																	
				業務実績	自己評価	評価	理由																
(1) 既往債権管理勘定以外の勘定(財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)から承継した業務に係る経理を除く。)については、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消すること。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定(財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)から承継した業務に係る経理を除く。)については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消する。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、機構の財務	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定(財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した業務に係る経理を除く。)については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、繰越欠損金が発生しない損益を維持する。 また、損益状況等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 収支改善について、中期計画に掲げる繰越欠損金に係る目標の達成及び損益状況等の公開に努めているか。	<主要な業務実績> ・証券化支援事業の普及に向けて組織一丸となって取り組むとともに、個々のお客さまの状況に応じ丁寧に正常化支援を行う等の管理回収の取組によりリスク管理債権を削減した結果、既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会から承継した業務に係る経理を除く。)について、828億円の当期総利益を計上し、2,879億円の利益剰余金を計上した。 (単位：億円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単年度</td> <td>401</td> <td>761</td> <td>1,029</td> <td>828</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>260</td> <td>1,022</td> <td>2,051</td> <td>2,879</td> </tr> </tbody> </table> ・証券化支援事業(買取型)の信用リスク及びALMリスクについては、収益の発現に対して費用(損失)の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。 ・機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報			24年度	25年度	26年度	27年度	単年度	401	761	1,029	828	累計	260	1,022	2,051	2,879	<評価と根拠> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・以下のとおり、全ての勘定において繰越欠損金を解消し、中期目標を達成した。また全ての勘定で単年度黒字を五期連続で達成した。 ・既往債権管理勘定以外の勘定において、リスク管理債権の削減に向けた取組の強化、証券化支援事業の普及等に向けて、組織一丸となって取り組んだ結果、繰越欠損金解消後も引き続き単年度黒字を達成(五期連続)した。 ・証券化支援事業(買取型)の信用リスク及び金利変動リスクについては、収益の発現		評価 A <評価に至った理由> 全ての勘定において繰越欠損金を解消し、中期目標を達成した。 既往債権管理勘定以外の勘定においては、証券化支援事業の普及に向けた取組と、提案型コンサルティング等をはじめとしたリスク管理債権削減の取組により、中期目標期間の初年度に繰越欠損金の解消目標を達成して以降、毎年度黒字を計上しており(5期連続)、平成27年度末において2,879億円の利益剰余金を計上した。 なお、証券化支援事業(買取型)では、将来発現するリスクに備え、利益を積立金とし、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図った。 また、既往債権管理勘定においては、返済相談等による新規延滞の抑制及び丁寧なコンサルティング、任意売却等といったリスク管理債権削減の取
	24年度	25年度	26年度	27年度																			
単年度	401	761	1,029	828																			
累計	260	1,022	2,051	2,879																			

<p>(2) 既往債権管理勘定について繰越欠損金の解消に向けて債権管理・回収を的確に行うこと。</p> <p>また、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。</p>	<p>諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。</p> <p>(2) 既往債権管理勘定については、借入者の個別状況を踏まえつつ、返済相談等を通じて新規延滞発生を抑制を図り、また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。</p> <p>また、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、機構の財務</p>	<p>(2) 既往債権管理勘定については、借入者の個別状況を踏まえつつ、返済相談等を通じて新規延滞発生を抑制を図り、また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。</p> <p>また、損失の状況、処理方法等については、ホームページ及びディスクロージャ</p>		<p>をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開した。</p> <p>(証券化支援事業の普及に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じた良質な住宅への誘導を実施した。 フラット35（新築戸建て）の申込があった住宅のうち、省エネ住宅のシェア 67.7%（平成26年度61.8%） 機構における審査日数の短縮化による利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内処理割合 90.9%（平成26年度83.4%） 金融機関から機構への審査書類の送付に要する日数の短縮化に向けて、伝送処理の取扱増加の働きかけを推進した。 <ul style="list-style-type: none"> 買取申請件数に占める伝送処理の利用率 90.0%（平成26年度82.9%） I RやM B Sの平準化等の取組によるスプレッドの安定化に取り組み、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供した。 <p>既往債権管理勘定については、返済相談等を通じた新規延滞発生を抑制、担保不動産の任意売却等の回収の取組等により、中期目標期間中、毎年度当期総利益を計上している。平成27年度末においては、1,306億円の当期総利益を計上したことから、初めて繰越欠損金を解消し222億円の利益剰余金を計上した。</p> <p style="text-align: right;">（億円）</p> <table border="1" data-bbox="1320 1585 1899 1690"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単年度</td> <td>1,659</td> <td>1,655</td> <td>1,760</td> <td>1,306</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>4,499</td> <td>2,844</td> <td>1,084</td> <td>222</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 既往債権管理勘定における当期総利益については、今後、新たな国庫負担を発生させることなく、安定的に事業を終了させる観点から、将来の信用リスク等に備えて、前年度の繰越欠損金を埋めた後の利益剰余金部分を積立金とする予定。 機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報 		24年度	25年度	26年度	27年度	単年度	1,659	1,655	1,760	1,306	累計	4,499	2,844	1,084	222	<p>に対して費用の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。</p> <p><証券化支援事業の普及に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じて良質な住宅へ誘導し、フラット35（新築戸建て）の申込があった住宅のうち、省エネ住宅のシェアが平成26年度よりも高まった。 機構における審査日数の短縮化とともに、伝送処理の取扱い増加の働きかけを推進し、金融機関から機構への審査書類の送付に要する時間を短縮化することにより、お客さまの利便性を向上させた。 I RやM B Sの平準化等の取組によるスプレッドの安定化に取り組み、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供できた。 既往債権管理勘定においても、同様にリスク管理債権の削減に向けた取組等により単年度黒字を達成（五期連 	<p>組を着実に実施したことにより、毎年度黒字を計上しており（5期連続）、中期目標期間の初年度には4,499億円あった繰越欠損金を、中期目標を上回るペースで解消するに至った（27年度末：222億円）。</p> <p>加えて、これらの損益状況等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて随時公開している。これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、1名の外部有識者からは「S」評価、4名の外部有識者からは「A」評価が妥当であるとの意見が示された。</p> <p>「S」評価に係る外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> M B S市場が未成熟で、発行が全く伸びなかった時代を考えれば、10年経たずに繰越欠損金を全て解消したということは非常に評価できる。 「A」評価に係る外部有識者からの主な意見は下記の通り。 平成26年度の評価においても、収支改善の勢いから「A」評価で良いのではないかという意見があった中で、既往債権管理勘定での繰越欠損金を解消してからということで「B」評価としたことを鑑みれば、平成27年度において全勘定で繰越欠損金を解消したとい
	24年度	25年度	26年度	27年度																	
単年度	1,659	1,655	1,760	1,306																	
累計	4,499	2,844	1,084	222																	

		<p>諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。</p>	<p>一誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。</p>		<p>をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開した。</p> <p>(リスク管理債権の削減に向けた取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞が継続しているお客さまについてアンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリングを実施するなどして、丁寧な返済相談を行いお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案した。 ・丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 	<p>続)し、繰越欠損金を解消し、中期目標を上回る達成となった。</p> <p><リスク管理債権の削減に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞が継続しているお客さまについてアンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリングを継続的に実施するなどして、丁寧な返済相談を行いお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案した。 ・丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 	<p>う結果が出たということは、「S」評定に近い「A」評定であると評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往債権管理勘定について、繰越欠損金を解消し、利益剰余金を計上するところまで収支を改善した。これは、計画を大きく上回る成果だと評価できる。 ・既往債権管理勘定及びそれ以外の勘定の双方において繰越欠損金が発生しない損益を維持するところまで改善が進んだ。 ・この数年の好調な返済状況が激変するリスクを踏まえて、引当金の必要額について十分に検討して欲しい。
--	--	----------------------------------	--	--	--	--	--

<p>4 . その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	2	リスク管理の徹底等(1)～(3)	
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する機能を強化すること。	(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する態勢を通じて、リスク管理機能を強化する。	(1) 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえ、機構の各種リスクを的確に管理する。また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定、各リスクの管理態勢計画の策定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。	<p>< 主な定量的指標 > なし</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 > 機構の各種リスクを的確に管理し、対応しているか。</p>	<p>< 主要な業務実績 > ・信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等を的確に管理するために、各リスクを担当する役員・部署を定めるとともに、機構内に設置した信用リスク管理委員会(12回開催)、ALMリスク管理委員会(11回開催)及び合同リスク管理委員会(6回開催)において各リスク管理のPDCAを実践した。 各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、リスクの特定、モニタリング指標の設定及び管理態勢整備のための年度方針の策定について役員会で審議し、これらに基づきモニタリングを実施した。モニタリング結果は可能な限り早期に役員会へ報告した。 また、リスク横断的シミュレーションでは、将来の金利変動等を加味したキャッシュフローを前提に、信用リスク及び市場リスクの両リスクから発生する損失が金利収入で賄われているかどうかをリスク横断的に計測するとともに、これらのリスクの増加に対する財務上の耐性等を確認した。また、証券化支援勘定(買取型)では、永年で事業が継続する前提のシミュレーションを実施し、当該勘定の収益構造を定量的に把握した。</p>	<p>< 評価と根拠 > 評価: B 理由: 以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等について、四半期毎にモニタリングを行い、その結果を各リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ・信用リスクに適切に対応するため、モニタリング結果等を踏まえ、審査方針の見直し、信用コストの設定等を実施した。 ・平成 27 年度から実施した機動的なALMオペレーションに対するモニタリング態勢を構築し、四半期毎にモニタリングを実施した。また、既往債権管理勘定の資金不足を見据えて法人全体の資金繰り見通しのモニタリング方法・態勢</p>	<p>評価 B</p> <p>< 評価に至った理由 > 各リスクを定性面・定量面から的確に管理するため、各リスクの管理を担当する役員・部署等を定めるとともに、とりわけ重要な信用リスク、ALMリスク等については、委員会を設置してモニタリングを実施し、その結果について役員会等に報告した上で、審査方針の見直しや信用コストの設定を実施するなど、各リスク管理のPDCAサイクルを実施した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 該当無し</p> <p>< その他事項 > 評価について、外部有識者は「B」</p>	

<p>(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行うこと。</p>	<p>(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの水準等を計測し、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。</p>	<p>(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、不適正申込みの未然防止を徹底するよう金融機関に対して適切な融資審査の実施について働きかけを行う。また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク計量化手法の充実を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・四半期毎にモニタリングを行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ・モニタリング結果等を踏まえて、信用リスク計量化手法のうち債務者属性を区分する手法及び将来のデフォルト率を計測する手法の見直しを行った。 ・モニタリング結果等を踏まえて、買取型及び機構融資債権に係る平成 28 年度信用コストを設定した。 ・平成 27 年度の債権属性を踏まえて平成 28 年度リスクテイク方針を定めた。 ・平成 27 年度の審査方針を総括し、それを踏まえて平成 28 年度審査方針を定めた。 	<p>を具体化し、新しい流動性リスク管理基準を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナス金利導入に伴う金融環境の変化に対し、金利の将来見通しを修正して翌年度の A L M 運営方針に反映させた。 ・証券化支援勘定（買取型）のリスク横断的シミュレーションにおいて、永年で事業が継続する前提のシミュレーションを実施し、当該勘定の収益構造を定量的に把握した。 	<p>評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種のリスクについて、的確に管理された。
<p>(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等により的確に管理すること。</p> <p>既往債権管理勘定にあっては、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずること。</p>	<p>(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化や金利スワップ取引を活用した金利リスクのヘッジ等により的確に管理する。また、既往の資金の再調達・再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、A L M (資産・負債総合管理) の高度化を図る。</p> <p>既往債権管理勘定に</p>	<p>(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、証券化、多様な年限の一般担保債券(以下「S B」という。)の組み合わせによる発行等により、適切に対応する。また、S B の満期償還に伴う再調達や余剰資金の再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、A L M の高度化を図る。</p> <p>既往債権管理勘定に</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・フラット 3 5 及び賃貸住宅融資においてストックから生ずるキャッシュフローのズレを、新規の資金調達時に事後的に調整した。 ・M B S、複数の年限の S B の発行のほか、シンジケートローンによる借入れを実施した。 ・平成 27 年度から市場環境等に応じて資金調達の年限を機動的に調整する A L M オペレーションを実施しているが、これに対するモニタリング実施態勢を構築し、四半期毎にモニタリングを実施した。 ・月次・四半期毎にモニタリングを行い、その結果を A L M リスク管理委員会及び役員会に報告した。当該報告では、定例報告事項のほか、期限前償還動向の要因分析を行った。 		

	<p>あつては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずる。</p>	<p>あつては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップについて、必要に応じてS B等による資金の再調達を行うとともに、資金の有効活用のための方策を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限前償還の実績値と期限前償還モデルから算出する推計値との乖離が小さくなるよう期限前償還モデルのパラメータ等の改正を行った。 ・ 既往債権管理勘定の中長期的な資金ギャップに対応するためS Bにより資金調達を行った。 また、既往債権管理勘定の資金不足を見据えて法人全体の資金繰り見通しのモニタリング方法・態勢を具体化し、新しい流動性リスク管理基準を策定した。 ・ マイナス金利導入に伴う金融環境の変化に対し、金利の将来見通しを修正して翌年度のA L M運営方針に反映させた。 		
--	--	--	--	--	--

4 . その他参考情報					
特になし					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	3	リスク管理の徹底等(4)～(9)	
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスク管理債権削減率(既往)(計画値)	最終年度までに10%以上削減	-	-	-	-	-	10.0%以上削減	
リスク管理債権削減率(既往)(実績値)	-	-	11.1%	26.1%	39.5%	49.6%		
達成度	-	-	-	-	-			
リスク管理債権残高比率(証券)(計画値)	最終年度までに3.6%以内	-	-	-	-	-	3.6%以内	
リスク管理債権残高比率(証券)(実績値)	-	1.20%	1.09%	1.0%	0.90%	0.83%		
達成度	-	-	-	-	-			
リスク管理債権残高比率(賃貸)(計画値)	最終年度までに3.6%以内	-	-	-	-	-	3.6%以内	
リスク管理債権残高比率(賃貸)(実績値)	-	1.31%	2.17%	1.84%	1.86%	1.85%		
達成度	-	-	-	-	-			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価	評価		
	(4) 住宅ローン債権の回収業務を委託した外部機関の破綻リスクについて、適切に対応すること。	(4) 住宅ローン債権の回収業務の委託先については、経営状況等を適切に把握するとともに、万一委託先が破綻した場合には、業務の引受けが円滑に行われ	(4) 住宅ローン債権の回収業務の委託先に対しては、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。また、委託先の経営状況のモニタリ	<主な定量的指標> ・リスク管理債権削減率(既往) ・リスク管理債権残高	<主要な業務実績> ・新規参入申請金融機関については、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等の適合基準に基づき適切に審査を行い、既委託先については、行政処分状況、決算結果等の経営状況等のモニタリングを実施することにより、全委託先の経営状況を把握した。	<評価と根拠> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・既往債権残高の減少に伴い、受託金融機関における従来の体制維持が難しい状況を踏ま	評価	A	
							<評価に至った理由> 延滞が継続している利用者については、提案型カウンセリング等を継続的に実施し、積極的な働きかけやきめ細やかな対応を行うとともに、金融円滑化法の適用期限終了後		

<p>(5) 返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生を抑制を図りつつ、担保不動産の任意売却等により延滞債権を削減するなど、的確な債権管理を実施すること。</p>	<p>(5) 借入者の個別の状況を踏まえつつ、的確な債権管理を行うことにより、延滞債権を削減する。借入者の生活再建の円滑化に向け、返済困難者や被災者等との返済相談や返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生を抑制を図る。また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、債権回収を的確に行う。</p>	<p>ングを行い、万一委託先が破綻した場合には、当該委託先が行っていた業務の引受けが円滑に行われるよう譲渡先の選定、移管手順等の事務処理スキームの整備等を行う。</p> <p>(5) 個人向けの住宅ローン債権については、返済相談等を通じ延滞債権の新規の発生を抑制するとともに、延滞債権の処理を進める。</p> <p>返済が困難になった借入者に対しては、平成 25 年 3 月 31 日を以て適用期限終了となった中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成 21 年法律第 96 号)(以下「金融円滑化法」という。)の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。</p>	<p>額比率(証券) ・リスク管理債権残高 額比率(賃貸) <その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点> リスク管理債権の削減等に努めているか。</p>	<p>・委託先の破綻を想定して、関係部署と初動対応に係る訓練を実施し、各々が想定する初動対応が適切に遂行できるようにマニュアルを改正した。</p> <p>・返済相談等を通じて借入者の実情を把握し、実情を考慮した返済計画の策定を行う等、返済継続を促す働きかけに取り組んだ。</p> <p>・延滞が継続しているお客さまについては、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリング(お客さまの延滞の原因や生活状況を詳細に把握することにより、お客さまの状況に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案して解決に導くこと。)の取組を継続して進め、お客さまとのカウンセリングの機会を得るために、アンケート形式の督促状の活用や機構から直接督促状を送付してカウンセリングを行うなどのきめ細かな働きかけと対応を実施している。</p> <p>その結果、これまで督促に対して応答がなく状況が把握できなかったお客さまのうち 28%が反応して状況把握やカウンセリングの機会を得るなど、正常化を支援し、延滞を削減することができた。</p> <p>・金融円滑化法の適用期限終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応。必要な相談体制の整備や実施状況の主務省報告を行ったほか、証券化支援業務の買取債権における元金据置中の金利引下げ(1%引下げ)について、同法適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ(0.5%引下げ)を実施した。</p> <p>・丁寧なカウンセリングを背景とした的確な返済方法変更の適用により、正常化率の向上に寄与した。個人向け直接融資債権に係る年度別の返済方法変更適用件数と 4 年経過時点での正常化率は以下のとおり。</p> <p>➢ 平成 21 年度：25,494 件、77.86%(平成 25 年</p>	<p>え、金融機関のサービスの維持向上に取り組むとともに、機構自らもお客さまに丁寧に対応することで正常化率を高め、リスク管理債権を削減</p> <p>・具体的には以下のとおり、返済が困難になったお客さまへのきめ細かな対応を通じ、リスク管理債権の目標値を大幅に上回る削減を実現した。</p> <p>[既往債権管理業務のリスク管理債権額] 対平成 23 年度末比 49.6%(目標 10%以上)</p> <p>[証券化支援業務のリスク管理債権比率] 0.83%(目標 3.6%以内)</p> <p>[賃貸住宅融資業務のリスク管理債権比率] 1.85%(目標 3.6%以内)</p> <p>➢ 延滞が継続しているお客さまについて、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリングの取組を継続して進め、アンケート形式の督促状の活用や機構から直接督促状を送付してカウンセリングを行うなどのきめ細かな働きかけを実施</p> <p>➢ 金融円滑化法の適用期限終了後においても同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応した。なお、買取債権における元金据置中の金利引下げ(1%引下げ)について、金融円滑化の適用期間中は国費で対応していたが、終了後においても、機構の自助努力により金利引き下げ</p>	<p>においても機構の自助努力による金利の引下げや償還期限の延長等の柔軟な対応を行うことで、返済継続を支援した。また、受託金融機関についても、債権管理研修の開催や業務委託手数料の新設等によりサポートを行っており、的確な債権管理に努めた。</p> <p>上記の返済継続の支援及び新規延滞の抑制の取組により、リスク管理債権の削減については、いずれの勘定においても前年度より改善し、中期計画に掲げられている目標値を大幅に超えた。</p> <p>既往債権管理勘定に係るリスク管理債権額(目標値：10%以上):平成 23 年度末対比 49.6%(26 年度：39.5%)</p> <p>証券化支援業務のリスク管理債権比率(目標値：3.6%以内):0.83%(26 年度：0.90%)</p> <p>賃貸住宅融資業務のリスク管理債権比率(目標値：3.6%以内):1.85%(26 年度：1.86%)</p> <p>加えて、新規参入申請金融機関に対しては適合基準に基づき審査を実施するとともに、既委託先金融機関に対してはモニタリングを実施することで、全委託先の金融機関の経営状況を把握するよう努めた。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「A」</p>
---	---	--	--	--	---	--

			<p>(6) 事業者向け債権については、延滞債権、貸出条件緩和債権並びに正常償還中の大口貸出先債権及び過去延滞債権について、借入者の財務内容を把握する。また、満3か月以上の延滞債権について、個別債権ごとに進捗管理を行う。</p> <p>返済が困難になった借入者に対しては、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、長期延滞債権</p>	<p>度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成 22 年度：24,713 件、78.88% (平成 26 年度末) ➢ 平成 23 年度：14,537 件、80.09% (平成 27 年度末) <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 ・受託金融機関における延滞債権の削減及びお客さまサービスの維持向上を図るため、基本管理回収手数料及び特定管理回収事務取扱手数料の増額を行ったほか、民事再生手続に伴う原契約への復帰の事務、全額繰上償還請求手続、相続手続、住・MyNote 経由の一部繰上返済の取下時手続に係る業務委託手数料を新たに創設した。 ・受託金融機関担当者向けに実践的な研修を開催し、債権管理業務の知識やカウンセリングのノウハウ向上を促す取組を実施した。 ・事業者向け債権については、債権管理業務・自己査定業務の一環として、借入者の財務内容の把握に努めるとともに、満3か月以上の延滞債権については、個別債権ごとに実態の把握、措置方針の策定、進捗状況の管理を行い、個人向け住宅ローン債権と同じく、返済継続が困難な借入者に対する対応等を行った。その他にも、返済方法変更の適用が終了する債権や特定優良賃貸住宅の家賃補助の終了時期が到来する債権に対し状況把握を行い、返済継続を支援した。 	<p>(0.5%引下げ)を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から「任意売却」の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 <p>受託金融機関における延滞債権の削減及びお客さまサービスの維持向上を図るため、基本管理回収手数料及び特定管理回収事務取扱手数料の増額を行ったほか、民事再生手続に伴う原契約への復帰の事務、全額繰上償還請求手続、相続手続、住・MyNote 経由の一部繰上返済の取下時手続に係る業務委託手数料を新たに創設した。</p>	<p>評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託金融機関の管理及び債権の管理が的確に実施された。その結果、既往債権、証券化支援、及び賃貸住宅融資の各業務におけるリスク管理債権に関する定量目標を上回る成果を得た。 ・各業務とも、リスク管理債権を大幅に削減し、リスク管理債権額や同比率などの評価指標を全て達成した。 ・無理な回収や闇雲な債権売却ではなく、丁寧な相談や早期の提案活動を通じて、債務者の生活の再建にも配慮した。
--	--	--	---	---	--	---

<p>(6) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、中期目標期間の最終年度までに 10%以上削減すること。</p> <p>(7) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。</p> <p>(8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。</p> <p>(9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ロー</p>	<p>(6) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ、中期目標期間の最終年度までに 10%以上削減する。</p> <p>(7) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制する。</p> <p>(8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制する。</p> <p>(9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ロー</p>	<p>については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。</p> <p>(7) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ不良債権の処理を促進し、中期目標期間の最終年度までに 10%以上削減することを目指して取り組む。</p> <p>(8) 証券化支援業務については、適切な融資審査及び的確な債権管理を行い、中期目標期間の最終年度における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。</p> <p>(9) 賃貸住宅融資業務については、適切な融資審査及び的確な債権管理を実施し、中期目標期間の最終年度における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。</p> <p>(10) 独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、</p>		<ul style="list-style-type: none"> 返済相談の実施等により、新規の不良債権を抑制しつつ、返済継続が困難な債権は債権回収会社への委託を活用し、任意売却等による早期の処理により削減を図った結果、リスク管理債権額は対平成 23 年度比で 49.6%減少した。 買取債権残高が増加する中、買取審査の適切な実施、返済相談の実施等による延滞債権増の抑制に努めた結果、リスク管理債権比率は 0.83%となった。 借入者の財務内容の把握、個別債権ごとの進捗管理の実施により延滞債権削減に努めた結果、リスク管理債権比率は 1.85%となった。 福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から請求のあった債権について、保証債務履行を適切に行った。履行後の求償権については、債権回収会社への業務委託等により回収を行った。 		
--	---	---	--	---	--	--

	ン債権については、債務の保証等を適切に実施すること。	ン債権については、債務の保証等を適切に実施する。	債務の保証を適切に実施し、保証債務履行により発生する求償権については、物件の任意売却、競売等の回収手続きを手段により着実に実施する。				
--	----------------------------	--------------------------	--	--	--	--	--

4 . その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	4	予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	(1) 予算 別表 1 のとおり (2) 収支計画 別表 2 のとおり (3) 資金計画 別表 3 のとおり	(1) 予算 別表 1 のとおり (2) 収支計画 別表 2 のとおり (3) 資金計画 別表 3 のとおり	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > なし	< 主要な業務実績 >	< 評価と根拠 > 評価： -	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 1	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	(1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	(1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > なし	< 主要な業務実績 > 平成 27 年度における短期借入金(手形借入金及びコール借入)の実績無し。	< 評価と根拠 > 評価: -	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 2	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	該当なし	該当なし	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > なし	< 主要な業務実績 >	< 評価と根拠 > 評価： -	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5 1	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	南が丘第一宿舎（名古屋市）南が丘第二宿舎（名古屋市）木太宿舎（高松市）の処分を計画	該当なし	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > なし	< 主要な業務実績 > 平成 25 年 5 月に売却手続を完了した。	< 評価と根拠 > 評価： -	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6 1	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > なし	< 主要な業務実績 > 平成 27 年度末における剰余金の残余については、財形住宅資金貸付勘定の機構法第 18 条第 2 項積立金及び住宅資金貸付等勘定の前中期目標期間繰越積立金を除き、一般積立金(既往債権管理勘定については、機構法第 7 条に基づく積立金)として整理し、剰余金の使途への充当は行わない予定である。	< 評価と根拠 > 評価： -	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7 1	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	該当なし	該当なし	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > なし	< 主要な業務実績 >	< 評価と根拠 > 評価： -	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7 2	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人員数削減率 (計画値)	最終年度までに 5%以上削減	-	-	-	-	-	5%	
人員数削減率 (実績値)	-	-	3.8%	4.3%	3.4%	3.4%		
達成率	-	-	-	-	-			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減すること。 (2) 人件費(退職手当及び社会保険料を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、	(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減する。 (2) 人件費(退職手当及び社会保険料を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むと	(1) 中期目標に設定している数値目標を達成するため、業務運営の効率化により計画的に人員の抑制を図る。 (2) 人件費(退職手当及び社会保険料を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、機構の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した水準とするための取組を	<主な定量的指標> 人員数削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 人事に関する事項について適切に取り組を行っているか。	<主要な業務実績> ・計画的な人員の抑制により、平成 27 年度末の常勤職員数は、890 人(平成 24 年度期首比 3.4%)となった。 ・人件費については、前年度との執行状況を随時比較し、平成 27 年度の執行状況を的確に管理。その結果、7,933 百万円(対平成 23 年度比 1.4%)となった。 ・給与水準については、対国家公務員指数の結果等について検証の上、平成 28 年 6 月末にホームページで公表した。 ・平成 27 年度の対国家公務員指数は、年齢・地域・学歴勘案後 108.9(平成 23 年度比: 3.9 ポイント)となった。 ・各地域に拠点を有し、全国規模で金融サービスを提供している民間金融機関等や機構と就職希望者が競合する民間金融機関等との給与水準の比較において、民間金融機関等と同年齢と仮定して算定した機構の給与(推計値)()は、民間金融機関等に比べ概ね同水準又は下回る水準にある。	<評価と根拠> 評価: B 理由: 左記の実績を踏まえ、B 評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 計画的な人員の抑制により、平成 27 年度末の常勤職員数は 890 人となり、平成 24 年度期首比 3.4%と目標値である 5%の実現に向けて推移した。 また、人件費・給与水準についても適正に検証・公表が行われており、大学院、海外、民間機関への派遣等により、職員の専門性の向上にも取り組んだ。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し	

<p>その検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材の活用を図るとともに、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図ること。</p>	<p>ともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図る。</p>	<p>着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(4) リスク管理、証券、IT等、高度な専門性が求められる分野について、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施、民間金融機関への研修派遣等による職員の専門性の向上を図る。</p>		<p>民間金融機関等と機構のデータを比べた場合、年齢差以外にも地域差（東京 23 区に勤務する機構職員の割合（平成 27 年度給与水準公表ベース）は 64.1%）、学歴差（大学卒以上の学歴の職員割合（同）は 85.4%）、職種差（総合職等の職員割合（同）は 84.1%）等の分布の差が生じていると推測されるが、詳細な民間金融機関等のデータが存在しないため、比較する上で考慮できていない。</p> <p>給与の比較</p> <table border="1" data-bbox="1329 556 1941 751"> <thead> <tr> <th>民間金融機関等</th> <th>平均給与 （※1、3）</th> <th>機構給与 （※2、3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関A（都市銀行）</td> <td>7,916千円</td> <td>7,874千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関B（都市銀行）</td> <td>8,795千円</td> <td>7,710千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関C（信託銀行）</td> <td>8,681千円</td> <td>8,576千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関D（政策金融機関）</td> <td>10,422千円</td> <td>7,830千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:民間金融機関等の平均給与データは、有価証券報告書（平成26年事業年度）より抜粋。 注2:機構の給与は、平成27年度給与データを基にした給与カーブに比較対象となる民間金融機関等の平均年齢を当てはめて算出した金額。 注3:有価証券報告書に記載されている各民間金融機関等の平均給与は、時間外勤務手当及び通勤手当が含まれているため、上表の当機構の給与も時間外勤務手当及び通勤手当を含んだものとしている。</p> <p>・民間機関からの出向形式等により、団体信用生命保険、IT分野における専門家を確保し、業務に関する支援、助言等を受けた。また、専門能力向上のための研修等を実施し、専門能力の向上が期待される職員に対しては、人材育成を意識した配置・ローテーションを実施した。</p>	民間金融機関等	平均給与 （※1、3）	機構給与 （※2、3）	金融機関A（都市銀行）	7,916千円	7,874千円	金融機関B（都市銀行）	8,795千円	7,710千円	金融機関C（信託銀行）	8,681千円	8,576千円	金融機関D（政策金融機関）	10,422千円	7,830千円	<p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終年度までに5%以上削減の目標に向けて、努力して欲しい。ただし、この間の業務量の拡大や新しい役割・機能の発揮に向けて、必要な態勢を維持することから目標達成が困難になることはありうると考える。したがって、どの部分をどれだけ減らして、どの部分に追加的に人員が必要になったのかといった分析を行った上で、削減目標の達成を評価する必要がある。
民間金融機関等	平均給与 （※1、3）	機構給与 （※2、3）																		
金融機関A（都市銀行）	7,916千円	7,874千円																		
金融機関B（都市銀行）	8,795千円	7,710千円																		
金融機関C（信託銀行）	8,681千円	8,576千円																		
金融機関D（政策金融機関）	10,422千円	7,830千円																		

4 . その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7 3	機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	< 主な定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > なし	< 主要な業務実績 > 平成 24 年 6 月 29 日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、平成 27 年度末においては、団体信用生命保険等業務の財源に充てるため同積立金を 8,770 百万円取り崩し、平成 27 年度末の同積立金は 295,275 百万円となった。	< 評価と根拠 > 評価： -	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7 4	宿舎に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
「国家公務員宿舎の削減計画」(平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定すること。	「国家公務員宿舎の削減計画」(平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定し、実行する。	「国家公務員宿舎の削減計画」(平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、平成 24 年度に策定した宿舎見直し計画を踏まえ、必要な取組を行う。	<p>< 主な定量的指標 > なし</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 > 宿舎に関する事項について適切に取組を行っているか。</p>	<p>< 主要な業務実績 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止予定宿舎で平成 26 年度末に空き家とした代田宿舎、神田宿舎及び西新第 2 宿舎について、入札により売却先を決定し、平成 28 年 3 月末までに売却手続を完了した。 ・ なお、宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、宿舎入居に関する年齢制限を平成 28 年度から実施。 	<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価： B</p> <p>理由：左記の実績を踏まえ、B 評価とした。</p>	<p>評価 B</p> <p>< 評価に至った理由 ></p> <p>平成 24 年度に策定した宿舎見直し計画に基づき、3 宿舎について売却手続を完了させるとともに、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、入居に関する年齢制限を設定するなど、宿舎削減に向けた取組を着実に実施した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p> <p>該当無し</p> <p>< その他事項 ></p> <p>評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p>	

								・廃止予定宿舎の売却が進められた。
--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------

4．その他参考情報								
特になし								

【別表 1 ~ 3】

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【法人単位】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	220,025
政府出資金	125,276
財政融資資金借入金	1,050,000
民間借入金	451,500
住宅金融支援機構債券	7,563,250
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151
住宅金融支援機構住宅地債券	75,861
買取債権回収金	4,299,426
貸付回収金	11,179,873
業務収入	4,232,257
その他収入	1,439,019
計	30,895,637
支 出	
業務経費	786,191
証券化支援業務関係経費	136,829
住宅融資保険業務関係経費	34,765
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612
住宅資金貸付等業務関係経費	509,039
既往債権管理業務関係経費	101,947
買取債権	5,405,900
貸付金	1,859,318
借入金等償還	18,134,472
支払利息	3,317,782
一般管理費	16,348
人件費	51,359
その他支出	1,184,437
計	30,755,807

【人件費の見積り】

期間中総額39,841百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	4,775,443
経常収益	4,770,650
資金運用収益	3,906,329
保険引受収益	412,397
役務取引等収益	4,801
補助金等収益	440,421
その他業務収益	620
その他経常収益	6,082
特別利益	4,792
その他特別利益	4,792
費用の部	4,387,814
経常費用	4,387,463
資金調達費用	2,996,821
保険引受費用	511,564
役務取引等費用	157,639
その他業務費用	51,240
営業経費	146,785
その他経常費用	523,414
特別損失	352
有形固定資産処分損	352
その他特別損失	-
純利益	387,628
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255
総利益	480,884

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	11,494,170
買取債権の取得による支出	5,405,900
貸付けによる支出	1,859,318
人件費支出	51,359
その他業務支出	812,049
国庫納付金の支払額	47,761
その他支出	3,317,782
投資活動による支出	970,671
財務活動による支出	18,264,034
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400
債券の償還による支出	6,775,196
財政融資資金借入金の返済による支出	10,851,876
リース債務の支払いによる支出	6,530
不要財産に係る国庫納付等による支出	123,031
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	1,324,355
資金収入	
業務活動による収入	20,318,394
買取債権の回収による収入	4,299,426
貸付金の回収による収入	11,179,873
買取債権利息収入	1,135,924
貸付金利息収入	2,695,542
その他業務収入	479,111
国庫補助金収入	220,025
その他収入	308,493
投資活動による収入	1,052,205
財務活動による収入	9,498,105
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500
債券の発行による収入	7,871,329
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000
政府出資金収入	125,276
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	1,184,525

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【証券化支援勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	85,425
政府出資金	118,676
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	5,249,520
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	62,351
買取債権回収金	4,299,426
貸付回収金	-
業務収入	1,145,680
その他収入	1,188,125
計	12,149,202
支 出	
業務経費	141,094
証券化支援業務関係経費	141,094
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	5,405,900
貸付金	-
借入金等償還	3,850,033
支払利息	1,222,720
一般管理費	7,603
人件費	24,763
その他支出	1,461,924
計	12,114,037

【人件費の見積り】

期間中総額19,200百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	1,510,582
経常収益	1,510,582
資金運用収益	1,176,231
保険引受収益	6,054
役務取引等収益	124
補助金等収益	321,865
その他業務収益	620
その他経常収益	5,688
特別利益	-
その他特別利益	-
費用の部	1,400,757
経常費用	1,398,767
資金調達費用	985,074
保険引受費用	8,087
役務取引等費用	87,626
その他業務費用	45,969
営業経費	66,692
その他経常費用	205,318
特別損失	1,990
有形固定資産処分損	352
その他特別損失	1,638
純利益	109,826
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	109,826

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	6,831,905
買取債権の取得による支出	5,405,900
貸付けによる支出	-
人件費支出	24,763
その他業務支出	130,760
国庫納付金の支払額	47,761
その他支出	1,222,720
投資活動による支出	655,750
財務活動による支出	4,608,446
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	3,850,033
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	6,530
不要財産に係る国庫納付等による支出	69,837
他勘定短期借入金の純減額	43,899
他勘定長期借入金の返済による支出	638,146
次年度への繰越金	81,767
資金収入	
業務活動による収入	5,786,724
買取債権の回収による収入	4,299,426
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	1,137,336
貸付金利息収入	-
その他業務収入	8,343
国庫補助金収入	85,425
その他収入	256,193
投資活動による収入	638,431
財務活動による収入	5,706,110
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	5,293,934
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	118,676
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	293,500
前年度よりの繰越金	46,603

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【住宅融資保険勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	6,000
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	31,334
その他収入	81,630
計	118,964
支 出	
業務経費	34,765
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	34,765
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	1,116
人件費	1,335
その他支出	67,734
計	104,949

【人件費の見積り】

期間中総額1,036百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	61,128
経常収益	61,014
資金運用収益	13,199
保険引受収益	47,776
役務取引等収益	-
補助金等収益	-
その他業務収益	-
その他経常収益	39
特別利益	114
その他特別利益	114
費用の部	48,278
経常費用	48,271
資金調達費用	-
保険引受費用	44,018
役務取引等費用	27
その他業務費用	-
営業経費	4,226
その他経常費用	-
特別損失	7
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	7
純利益	12,850
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	12,850

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	37,215
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	1,335
その他業務支出	35,881
国庫納付金の支払額	-
その他支出	-
投資活動による支出	27,340
財務活動による支出	40,394
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	40,394
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	38,764
資金収入	
業務活動による収入	45,168
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	31,334
国庫補助金収入	-
その他収入	13,833
投資活動による収入	67,796
財務活動による収入	6,000
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	6,000
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	24,749

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【財形住宅資金貸付勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	451,500
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	412,710
業務収入	44,026
その他収入	1,695
計	1,169,082
支 出	
業務経費	3,612
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	39,744
借入金等償還	1,049,000
支払利息	24,616
一般管理費	973
人件費	1,987
その他支出	51,000
計	1,170,932

【人件費の見積り】

期間中総額1,541百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	45,328
経常収益	45,259
資金運用収益	44,644
保険引受収益	-
役務取引等収益	49
補助金等収益	533
その他業務収益	-
その他経常収益	33
特別利益	68
その他特別利益	68
費用の部	33,962
経常費用	33,942
資金調達費用	25,480
保険引受費用	-
役務取引等費用	1,116
その他業務費用	46
営業経費	4,194
その他経常費用	3,107
特別損失	19
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	19
純利益	11,366
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	11,366

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	70,886
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	39,744
人件費支出	1,987
その他業務支出	4,539
国庫納付金の支払額	-
その他支出	24,616
投資活動による支出	51,000
財務活動による支出	1,049,000
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400
債券の償還による支出	541,600
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	5,292
資金収入	
業務活動による収入	457,898
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	412,710
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	43,944
その他業務収入	83
国庫補助金収入	-
その他収入	1,161
投資活動による収入	533
財務活動による収入	710,604
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500
債券の発行による収入	259,104
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	7,142

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【住宅資金貸付等勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	134,600
政府出資金	600
財政融資資金借入金	1,050,000
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	513,730
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	13,510
買取債権回収金	-
貸付回収金	783,390
業務収入	963,930
その他収入	442,969
計	3,902,729
支 出	
業務経費	933,420
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	933,420
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	1,819,574
借入金等償還	611,864
支払利息	177,063
一般管理費	5,452
人件費	11,105
その他支出	407,216
計	3,965,696

【人件費の見積り】

期間中総額8,615百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	1,120,922
経常収益	1,120,859
資金運用収益	230,246
保険引受収益	777,484
役務取引等収益	3,788
補助金等収益	103,952
その他業務収益	-
その他経常収益	5,389
特別利益	63
その他特別利益	63
費用の部	1,176,462
経常費用	1,176,399
資金調達費用	177,912
保険引受費用	882,954
役務取引等費用	21,833
その他業務費用	2,796
営業経費	38,915
その他経常費用	51,990
特別損失	63
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	63
純損失	55,540
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255
総利益	37,716

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,979,938
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	1,819,574
人件費支出	11,105
その他業務支出	972,195
国庫納付金の支払額	-
その他支出	177,063
投資活動による支出	358,381
財務活動による支出	624,664
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	377,338
財政融資資金借入金の返済による支出	234,527
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	12,800
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	193,425
資金収入	
業務活動による収入	1,993,516
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	783,390
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	179,346
その他業務収入	860,452
国庫補助金収入	134,600
その他収入	35,728
投資活動による収入	331,373
財務活動による収入	1,575,127
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	524,527
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000
政府出資金収入	600
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	256,392

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【既往債権管理勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	1,800,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	9,983,772
業務収入	2,481,086
その他収入	736,565
計	15,001,423
支 出	
業務経費	101,947
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	101,947
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	12,623,574
支払利息	1,929,801
一般管理費	6,357
人件費	12,169
その他支出	172,107
計	14,845,955

【人件費の見積り】

期間中総額9,449百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	2,508,204
経常収益	2,501,931
資金運用収益	2,483,007
保険引受収益	-
役務取引等収益	839
補助金等収益	14,072
その他業務収益	-
その他経常収益	4,013
特別利益	6,274
その他特別利益	6,274
費用の部	2,199,078
経常費用	2,199,078
資金調達費用	1,844,773
保険引受費用	-
役務取引等費用	47,038
その他業務費用	6,237
営業経費	38,030
その他経常費用	263,000
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	-
純利益	309,126
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	309,126

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,044,443
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	12,169
その他業務支出	102,474
国庫納付金の支払額	-
その他支出	1,929,801
投資活動による支出	171,700
財務活動による支出	12,623,574
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	2,006,225
財政融資資金借入金の返済による支出	10,617,349
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	1,005,106
資金収入	
業務活動による収入	12,505,305
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	9,983,772
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	2,475,682
その他業務収入	7,856
国庫補助金収入	-
その他収入	37,996
投資活動による収入	696,117
財務活動による収入	1,793,763
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	1,793,763
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	849,639

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 1 平成27年度予算

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	25,425	23,800	1,625	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	210,000	39,600	170,400	
民間借入金	106,900	112,700	5,800	
住宅金融支援機構債券	3,048,818	2,402,772	646,046	
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,573	74,108	465	
住宅金融支援機構住宅地債券	6,289	5,240	1,049	
買取債権回収金	1,075,226	1,142,993	67,767	
貸付回収金	1,971,987	2,006,242	34,255	
業務収入	767,450	718,834	48,617	
その他収入	603,042	788,550	185,507	
計	7,889,710	7,314,839	574,872	
支 出				
業務経費	156,993	141,507	15,486	
証券化支援業務関係経費	34,921	26,879	8,043	
住宅融資保険業務関係経費	4,207	1,819	2,388	
財形住宅資金貸付業務関係経費	735	545	190	
住宅資金貸付等業務関係経費	101,369	97,492	3,877	
既往債権管理業務関係経費	15,761	14,772	989	
買取債権	2,977,200	2,320,230	656,970	
貸付金	370,413	185,674	184,739	
借入金等償還	3,646,808	3,696,004	49,196	
支払利息	570,717	524,548	46,169	
一般管理費	3,513	2,817	696	
人件費	10,457	9,890	567	
その他支出	190,101	193,343	3,242	
計	7,926,201	7,074,014	852,188	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 1 平成27年度予算

【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	25,425	23,800	1,625	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	40,000	46,000	6,000	
住宅金融支援機構債券	2,962,340	2,274,998	687,342	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	2,767	3,014	247	
買取債権回収金	1,075,226	1,142,993	67,767	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	246,283	192,338	53,945	
その他収入	186,728	292,193	105,465	
計	4,538,769	3,975,336	563,433	
支 出				
業務経費	35,536	27,508	8,028	
証券化支援業務関係経費	35,536	27,508	8,028	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	2,977,200	2,320,230	656,970	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	975,917	1,030,336	54,420	
支払利息	258,000	217,962	40,038	
一般管理費	1,742	1,403	339	
人件費	5,527	5,056	471	
その他支出	289,962	119,559	170,403	
計	4,543,883	3,722,055	821,828	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

補助金受入の減
借入金を増
債券発行額の減
債券発行額を増
買取債権回収金収入を増
買取債権利息の減等
他勘定長期借入金の借入れによる収入の増等
金融機関手数料の減等
買取債権の取得の減
債券の償還の増等
債券利息の減等
管理諸費の減等
人件費支出の減
有価証券(譲渡性預金)の取得による支出の減等

別表 1 平成27年度予算

【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	2,435	1,498	937	
その他収入	13,571	12,074	1,497	
計	16,006	13,573	2,434	
支 出				
業務経費	4,207	1,819	2,388	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	4,207	1,819	2,388	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	180	137	43	
人件費	289	325	36	
その他支出	10,176	11,739	1,563	
計	14,852	14,020	832	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

保険料収入の減等
 金銭信託の減少による収入の減等
 保険金支出の減等
 管理諸費の減等
 人件費支出の増
 他勘定長期貸付金の貸付けによる支出の増等

別表 1 平成27年度予算

【財形住宅資金貸付勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	66,900	66,700	200	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,573	74,108	465	
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	64,155	59,108	5,047	
業務収入	5,173	4,645	528	
その他収入	115	575	460	
計	210,916	205,137	5,779	
支 出				
業務経費	735	545	190	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	735	545	190	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	4,000	281	3,719	
借入金等償還	202,600	202,500	100	
支払利息	3,048	2,070	978	
一般管理費	160	137	22	
人件費	369	350	20	
その他支出	10	676	666	
計	210,923	206,560	4,363	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

借入額の減
 債券発行額の減
 貸付回収金収入の減
 貸付金利息の減等
 金銭信託の減少による収入の増等
 業務諸費の減等
 貸付の減
 借入金の償還の減
 債券利息の減等
 管理諸費の減等
 人件費支出の減
 国庫補助金の精算による返還金の支出の増等

別表 1 平成27年度予算

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	210,000	39,600	170,400	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	86,478	47,774	38,704	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	3,522	2,226	1,296	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	197,706	162,114	35,591	
業務収入	190,612	172,111	18,501	
その他収入	57,806	132,161	74,355	
計	746,124	555,986	190,138	
支 出				
業務経費	182,390	165,492	16,897	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	182,390	165,492	16,897	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	366,413	185,393	181,020	
借入金等償還	113,165	96,590	16,575	
支払利息	24,107	18,674	5,433	
一般管理費	908	778	129	
人件費	2,044	1,996	48	
その他支出	43,315	80,443	37,128	
計	732,341	549,367	182,974	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

借入額の減
 債券発行額の減
 債券発行額の減
 貸付回収金収入の減
 団信保険金収入の減等
 有価証券(譲渡性預金)の償還による収入の増等
 団信弁済金支出の減等
 貸付の減
 財政融資資金借入金の返済による支出の減等
 借入金利息の減等
 管理諸費の減等
 人件費支出の減
 他勘定長期貸付金の貸付けによる支出の増等

別表 1 平成27年度予算

【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	80,000	80,000	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	1,710,127	1,785,020	74,893	
業務収入	405,219	417,509	12,290	
その他収入	503,117	503,199	82	
計	2,618,464	2,785,728	167,265	
支 出				
業務経費	15,761	14,772	989	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	15,761	14,772	989	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	2,355,126	2,366,577	11,451	
支払利息	290,201	290,257	57	
一般管理費	1,160	1,002	158	
人件費	2,227	2,163	65	
その他支出	295	128,161	127,866	
計	2,664,770	2,802,932	138,163	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

債券発行額の増
 貸付回収金収入の増
 貸付金利息の増等
 定期預金の払出による収入の増等
 業務諸費の減等
 債券の償還の増
 債券利息の増等
 管理諸費の減等
 人件費支出の減
 定期預金の預入による支出の増等

別表2 平成27年度収支計画

【法人単位】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	882,846	822,218	60,627	
経常収益	882,846	822,071	60,775	
資金運用収益	687,892	636,919	50,972	
保険引受収益	72,321	85,509	13,188	
役務取引等収益	783	666	117	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	116,253	86,593	29,660	
その他業務収益	51	42	9	
その他経常収益	5,546	12,342	6,796	
特別利益	-	147	147	
費用の部	691,480	615,050	76,431	
経常費用	691,480	612,880	78,600	
資金調達費用	502,551	451,896	50,655	
保険引受費用	100,483	92,681	7,803	
役務取引等費用	31,204	26,573	4,631	
その他業務費用	13,392	12,334	1,058	
営業経費	32,364	27,319	5,045	
その他経常費用	11,487	2,078	9,409	
特別損失	-	2,170	2,170	
純利益（又は純損失）	191,365	207,168	15,803	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	22,279	8,770	13,509	
総利益（又は総損失）	213,644	215,938	2,294	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表2 平成27年度収支計画

【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	350,173	275,732	74,442	
經常収益	350,173	275,584	74,589	
資金運用収益	255,113	197,748	57,364	
保険引受収益	352	1,908	1,556	
役務取引等収益	16	15	0	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	93,927	75,149	18,779	
その他業務収益	51	42	9	
その他經常収益	714	722	8	
特別利益	-	147	147	
費用の部	275,531	209,403	66,128	
經常費用	275,531	207,234	68,298	
資金調達費用	202,914	158,574	44,339	
保険引受費用	1,369	78	1,290	
役務取引等費用	18,667	15,398	3,269	
その他業務費用	13,540	12,340	1,200	
営業経費	14,026	11,363	2,663	
その他經常費用	25,015	9,479	15,536	
特別損失	-	2,170	2,170	
純利益（又は純損失）	74,642	66,328	8,314	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	74,642	66,328	8,314	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

買取債権利息の減等
 責任準備金戻入額の増等
 住宅金融円滑化緊急対策費補助金収益の減等
 委託解除手数料の減
 破綻取引先からの再生計画による弁済額の増等
 債券利息の減等
 正味支払保険金の減
 金融機関手数料の減等
 債券発行費償却の減等
 業務諸費の減等
 貸倒引当金繰入額の減等
 減損損失の増等

別表2 平成27年度収支計画

【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	11,748	9,614	2,134	
経常収益	11,748	9,614	2,134	
資金運用収益	2,652	2,648	4	
保険引受収益	2,411	1,572	839	
役務取引等収益	-	-	-	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	6,658	5,389	1,268	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	28	5	23	
特別利益	-	-	-	
費用の部	8,711	3,008	5,703	
経常費用	8,711	3,008	5,703	
資金調達費用	-	-	-	
保険引受費用	7,778	2,307	5,470	
役務取引等費用	4	5	0	
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	929	554	374	
その他経常費用	-	142	142	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	3,037	6,606	3,569	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	3,037	6,606	3,569	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

正味収入保険料の減
 優良住宅整備促進事業等補助金収益の減等
 その他の経常収益の減等
 正味支払保険金の減等
 業務諸費の減等
 その他の経常費用の増等

別表2 平成27年度収支計画

【財形住宅資金貸付勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	5,358	4,827	530	
經常収益	5,358	4,827	530	
資金運用収益	5,118	4,543	575	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	7	5	2	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	114	0	113	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	119	279	160	
特別利益	-	-	-	
費用の部	4,346	3,178	1,169	
經常費用	4,346	3,178	1,169	
資金調達費用	3,192	2,201	991	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	301	257	44	
その他業務費用	22	17	5	
営業経費	820	703	118	
その他經常費用	11	0	11	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	1,011	1,650	638	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	1,011	1,650	638	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

貸付金利息の減等
 支払方法変更手数料の減等
 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
 貸倒引当金戻入額の増等
 借入金利息の減等
 金融機関手数料の減等
 債券発行費償却の減
 業務諸費の減等
 その他の經常費用の減

別表2 平成27年度収支計画

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	199,481	188,132	11,348	
經常収益	199,481	188,132	11,348	
資金運用収益	31,626	27,230	4,396	
保険引受収益	150,239	149,591	648	
役務取引等収益	685	582	103	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	13,223	5,523	7,701	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	3,708	5,207	1,499	
特別利益	-	-	-	
費用の部	210,155	186,151	24,003	
經常費用	210,155	186,151	24,003	
資金調達費用	23,418	17,762	5,657	
保険引受費用	172,912	158,451	14,460	
役務取引等費用	3,249	1,685	1,564	
その他業務費用	402	224	178	
営業経費	9,010	8,025	985	
その他經常費用	1,164	4	1,159	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	10,674	1,981	12,655	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	22,279	8,770	13,509	
総利益（又は総損失）	11,605	10,751	854	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

貸付金利息の減等
 団信特約料の減等
 受託手数料の減等
 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
 貸倒引当金戻入額の増等
 借入金利息の減等
 団信支払保険料の減等
 金融機関手数料の減等
 債券発行費償却の減等
 業務諸費の減等
 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 平成27年度収支計画

【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	418,482	425,158	6,675	
經常収益	418,482	425,158	6,675	
資金運用収益	398,915	409,676	10,761	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	74	63	12	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	2,332	533	1,800	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	17,161	14,887	2,274	
特別利益	-	-	-	
費用の部	295,134	294,555	579	
經常費用	295,134	294,555	579	
資金調達費用	277,665	277,773	108	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	8,983	9,229	246	
その他業務費用	-	280	280	
営業経費	8,217	7,272	945	
その他經常費用	269	0	269	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	123,348	130,603	7,255	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	123,348	130,603	7,255	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

貸付金利息の増等
 支払方法変更手数料の減等
 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
 貸倒引当金戻入額の減等
 債券利息の増
 金融機関手数料等の増等
 債券発行費償却の増
 業務諸費の減等
 その他の經常費用の減等

別表3 平成27年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	4,082,260	3,205,067	877,193	
買取債権の取得による支出	2,977,200	2,320,230	656,970	
貸付けによる支出	370,413	185,674	184,739	
人件費支出	10,457	9,890	567	
その他業務支出	153,473	138,885	14,588	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	25,839	25,839	
その他支出	570,717	524,548	46,169	
投資活動による支出	186,350	164,246	22,105	
財務活動による支出	3,647,574	3,696,840	49,266	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	81,633	79,050	2,583	
債券の償還による支出	1,439,379	1,506,654	67,275	
財政融資資金借入金の返済による支出	2,125,796	2,110,300	15,496	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	766	715	51	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	120	120	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	386,573	600,070	213,497	
資金収入				
業務活動による収入	3,922,893	3,977,644	54,751	
買取債権の回収による収入	1,075,226	1,142,993	67,767	
貸付金の回収による収入	1,971,987	2,006,242	34,255	
買取債権利息収入	244,859	191,189	53,671	
貸付金利息収入	432,376	437,258	4,882	
その他業務収入	103,472	104,075	604	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	25,425	23,800	1,625	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	69,547	72,087	2,540	
投資活動による収入	520,238	702,774	182,536	
財務活動による収入	3,436,562	2,626,559	810,003	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	106,900	112,700	5,800	
債券の発行による収入	3,119,662	2,474,259	645,403	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	210,000	39,600	170,400	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	423,064	359,245	63,819	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表3 平成27年度資金計画

【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	3,268,685	2,584,108	684,577	
買取債権の取得による支出	2,977,200	2,320,230	656,970	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	5,527	5,056	471	
その他業務支出	27,958	21,862	6,096	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	18,997	18,997	
その他支出	258,000	217,962	40,038	
投資活動による支出	235,796	33,430	202,366	
財務活動による支出	1,029,796	1,097,165	67,369	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	3,333	850	2,483	
債券の償還による支出	972,583	1,029,486	56,903	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	766	715	51	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	53,114	66,114	13,000	
次年度への繰越金	92,661	385,201	292,540	
資金収入				
業務活動による収入	1,410,845	1,425,340	14,495	
買取債権の回収による収入	1,075,226	1,142,993	67,767	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	245,155	191,204	53,951	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	1,128	1,452	323	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	25,425	23,800	1,625	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	63,911	65,892	1,981	
投資活動による収入	102,817	145,483	42,666	
財務活動による収入	3,015,500	2,397,160	618,341	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	40,000	46,000	6,000	
債券の発行による収入	2,955,500	2,270,660	684,841	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	20,000	80,500	60,500	
前年度よりの繰越金	97,775	131,920	34,145	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

買取債権の取得の減
 人件費支出の減
 役務費用の減等
 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 債券利息の減等
 有価証券(譲渡性預金)の取得による支出の減等
 民間長期借入金の返済による支出の減
 債券の償還による支出の増
 リース債務の支払いによる支出の減
 他勘定長期借入金の返済による支出の増
 買取債権回収金の増
 買取債権利息の減
 その他収入の増等
 国庫補助金収入の減
 金融派生商品受取利息の増等
 金銭の信託の減少による収入の増等
 民間長期借入金の借入れによる収入の増
 債券発行額の減
 他勘定長期借入金の借入れによる収入の増

別表3 平成27年度資金計画

【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	4,676	2,282	2,394	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	289	325	36	
その他業務支出	4,387	1,957	2,430	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	-	-	-	
投資活動による支出	10,176	11,622	1,446	
財務活動による支出	-	116	116	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	116	116	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	5,103	5,552	449	
資金収入				
業務活動による収入	5,173	4,247	926	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	2,435	1,509	926	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	2,738	2,738	0	
投資活動による収入	10,834	9,326	1,508	
財務活動による収入	-	-	-	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	3,949	5,999	2,050	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

人件費支出の増
 保険金支出の減等
 他勘定長期貸付金の貸付けによる支出の増等
 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
 保険料収入の減等
 金銭の信託の減少による収入の減

別表3 平成27年度資金計画

【財形住宅資金貸付勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	8,301	3,946	4,355	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	4,000	281	3,719	
人件費支出	369	350	20	
その他業務支出	883	680	203	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	564	564	
その他支出	3,048	2,070	978	
投資活動による支出	-	97	97	
財務活動による支出	202,600	202,500	100	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	78,300	78,200	100	
債券の償還による支出	124,300	124,300	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	7,721	7,656	65	
資金収入				
業務活動による収入	69,329	63,764	5,566	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	64,155	59,108	5,047	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	5,161	4,630	531	
その他業務収入	13	18	6	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	1	7	6	
投資活動による収入	114	565	451	
財務活動による収入	141,451	140,792	660	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	66,900	66,700	200	
債券の発行による収入	74,551	74,092	460	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	7,728	9,079	1,351	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

貸付けの減
 人件費支出の減
 業務諸費の減等
 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 債券利息の減等
 無形固定資産の取得による支出の増等
 民間長期借入金の返済による支出の減
 貸付回収金の減
 貸付金利息の減
 償却債権取立益の増等
 有価証券利息配当金の増等
 金銭の信託の減少による収入の増
 民間長期借入金の借入れによる収入の減
 債券発行額の減

別表3 平成27年度資金計画

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	578,408	374,809	203,599	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	366,413	185,393	181,020	
人件費支出	2,044	1,996	48	
その他業務支出	185,844	168,493	17,351	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	252	252	
その他支出	24,107	18,674	5,433	
投資活動による支出	40,379	77,752	37,373	
財務活動による支出	113,165	96,595	16,571	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	84,598	83,519	1,079	
財政融資資金借入金の返済による支出	28,568	13,072	15,496	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	4	4	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	170,771	52,452	118,319	
資金収入				
業務活動による収入	407,738	353,316	54,421	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	197,706	162,114	35,591	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	23,224	19,224	4,000	
その他業務収入	180,780	166,311	14,469	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	6,028	5,667	361	
投資活動による収入	38,387	113,070	74,683	
財務活動による収入	299,611	89,388	210,223	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	89,611	49,788	39,823	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	210,000	39,600	170,400	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	156,988	45,833	111,155	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

貸付けの減
 人件費支出の減
 役務費用の減等
 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 借入金利息の減等
 他勘定長期貸付金の貸付けによる支出の増等
 債券の償還の減
 財政融資資金返済額の減
 貸付回収金の減
 貸付金利息の減
 団信保険金収入の減等
 他勘定長期貸付金の貸付金利息の減等
 有価証券(譲渡性預金)の償還による収入の増等
 債券発行額の減
 財政融資資金借入額の減

別表3 平成27年度資金計画

【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	309,644	314,229	4,585	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	2,227	2,163	65	
その他業務支出	17,216	15,784	1,432	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	6,025	6,025	
その他支出	290,201	290,257	57	
投資活動による支出	-	121,845	121,845	
財務活動による支出	2,355,126	2,366,577	11,451	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	257,898	269,349	11,451	
財政融資資金借入金の返済による支出	2,097,228	2,097,228	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	110,317	149,211	38,894	
資金収入				
業務活動による収入	2,117,262	2,205,284	88,022	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	1,710,127	1,785,020	74,893	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	404,485	413,903	9,418	
その他業務収入	1,144	4,164	3,021	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	1,507	2,197	690	
投資活動による収入	501,201	500,444	757	
財務活動による収入	-	79,720	79,720	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	79,720	79,720	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	156,623	166,415	9,791	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

人件費支出の減
 業務諸費の減等
 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 債券利息の増
 定期預金の預入による支出の増等
 債券の償還の増
 貸付回収金の増
 貸付金利息の増
 償却債権取立益の増等
 有価証券利息配当金の増等
 有価証券(譲渡性預金)の償還による収入の減等
 債券発行額の増